

令和5年度 あさぎり町議会第11回会議会議録（第22号）						
招 集 年 月 日	令和6年3月5日					
招 集 の 場 所	あさぎり町議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年3月5日 午前10時00分		議 長	森 岡 勉	
	散 会	令和6年3月5日 午後 4時41分		議 長	森 岡 勉	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出 席 13名 欠 席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 応 招	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	小 谷 節 雄	○	8	豊 永 喜 一	○
	2	岩 本 恭 典	○	9	山 口 和 幸	○
	3	難 波 文 美	○	10	永 井 英 治	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	皆 越 てる子	○
	5	橋 本 誠	○	12	小見田 和行	○
	6	小 出 高 明	○	13	溝 口 峰 男	○
	7			14	森 岡 勉	○
議事録署名議員	3番 難 波 文 美 4番 加賀山 瑞津子					
出席した議会書記	事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 早 川 幹					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職 名	氏 名	出欠等 の 別	職 名	氏 名	出欠等 の 別
	町 長	北 口 俊 朗	○	教 育 長	米 良 隆 夫	○
	デジタル政策 審 議 監	中 野 裕 登	○	教育課長	山 口 宏 子	○
	総務課長	山 内 悟	○	高齢福祉 課 長	林 敬 一	○
	会 計 管 理 者	土 肥 克 也	○	健康推進 課 長	大 藪 哲 夫	○
	企画政策 課 長	荒 川 誠 一	○	農林振興 課 長	万 江 幸 一 朗	○
	財政課長	伊 津 野 博 子	○	商工観光 課 長	深 水 昌 彦	○
	税務課長	高 田 真 之	○	建設課長	酒 井 裕 次	○
	町民課長	中 竹 健 次	○	上下水道 課 長	鬼 塚 拓 夫	○
	生活福祉 課 長	蓑 田 輝 幸	○	農業委員会 事務局長	橋 本 英 樹	○
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第 2 2 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 定例日の会議日程報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告及び教育行政報告
- 日程第 5 施政方針
- 日程第 6 議案第 5 1 号 第 3 次あさぎり町総合計画基本構想について
- 日程第 7 議案第 5 2 号 第 3 次あさぎり町総合計画前期基本計画について
- 日程第 8 議案第 5 3 号 あさぎり町防災基金条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 4 号 あさぎり町中小企業・小規模企業振興条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 5 5 号 あさぎり町監査委員に関する条例及びあさぎり町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 5 6 号 あさぎり町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 5 7 号 あさぎり町まちづくり審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 5 8 号 あさぎり町まちづくり基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 5 9 号 あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 6 0 号 あさぎり町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及びあさぎり町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 6 1 号 あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 6 2 号 あさぎり町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 6 3 号 あさぎり町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 6 4 号 あさぎり町水道事業給水条例及びあさぎり町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 2 0 議案第 6 5 号 あさぎり町下水道事業減債基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 6 6 号 令和 5 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 10 号）について
- 日程第 2 2 議案第 6 7 号 令和 5 年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 3 議案第 6 8 号 令和 5 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 4 議案第 6 9 号 令和 5 年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 5 議案第 7 0 号 令和 5 年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 6 議案第 7 1 号 令和 5 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 7 議案第 7 2 号 令和 6 年度あさぎり町一般会計予算について
(提案理由の説明)
- 日程第 2 8 議案第 7 3 号 令和 6 年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について
(提案理由の説明)
- 日程第 2 9 議案第 7 4 号 令和 6 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について
(提案理由の説明)
- 日程第 3 0 議案第 7 5 号 令和 6 年度あさぎり町介護保険特別会計予算について
(提案理由の説明)
- 日程第 3 1 議案第 7 6 号 令和 6 年度あさぎり町水道事業会計予算について
(提案理由の説明)
- 日程第 3 2 議案第 7 7 号 令和 6 年度あさぎり町下水道事業会計予算について
(提案理由の説明)
- 日程第 3 3 議案第 7 8 号 令和 6 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について
(提案理由の説明)
- 日程第 3 4 議案第 7 9 号 令和 6 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について
(提案理由の説明)
- 日程第 3 5 議案第 8 0 号 あさぎり町岡原農産物処理加工施設等の指定管理者の指定について
- 日程第 3 6 議案第 8 1 号 あさぎり町深田農産物直売施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 7 議案第 8 2 号 あさぎり町駐車場の指定管理者の指定について

- 日程第 3 8 議案第 8 3 号 令和 5 年災 林道宮川内線災害復旧工事（1 号）請負契約の締結について
- 日程第 3 9 令和 5 年度 要望書第 6 号の報告における採決について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 定例日の会議日程報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告及び教育行政報告
- 日程第 5 施政方針
- 日程第 6 議案第 5 1 号 第 3 次あさぎり町総合計画基本構想について
- 日程第 7 議案第 5 2 号 第 3 次あさぎり町総合計画前期基本計画について
- 日程第 8 議案第 5 3 号 あさぎり町防災基金条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 4 号 あさぎり町中小企業・小規模企業振興条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 5 5 号 あさぎり町監査委員に関する条例及びあさぎり町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 5 6 号 あさぎり町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 5 7 号 あさぎり町まちづくり審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 5 8 号 あさぎり町まちづくり基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 5 9 号 あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 6 0 号 あさぎり町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及びあさぎり町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 6 1 号 あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 6 2 号 あさぎり町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

ついて

- 日程第 18 議案第 63 号 あさぎり町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 64 号 あさぎり町水道事業給水条例及びあさぎり町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 65 号 あさぎり町下水道事業減債基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 66 号 令和 5 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 10 号）について
- 日程第 22 議案第 67 号 令和 5 年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 23 議案第 68 号 令和 5 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 24 議案第 69 号 令和 5 年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 25 議案第 70 号 令和 5 年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 26 議案第 71 号 令和 5 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 27 議案第 72 号 令和 6 年度あさぎり町一般会計予算について
(提案理由の説明)
- 日程第 28 議案第 73 号 令和 6 年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について
(提案理由の説明)
- 日程第 29 議案第 74 号 令和 6 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について
(提案理由の説明)
- 日程第 30 議案第 75 号 令和 6 年度あさぎり町介護保険特別会計予算について
(提案理由の説明)
- 日程第 31 議案第 76 号 令和 6 年度あさぎり町水道事業会計予算について
(提案理由の説明)
- 日程第 32 議案第 77 号 令和 6 年度あさぎり町下水道事業会計予算について
(提案理由の説明)
- 日程第 33 議案第 78 号 令和 6 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について
(提案理由の説明)
- 日程第 34 議案第 79 号 令和 6 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について

(提案理由の説明)

日程第 35 議案第 80 号 あさぎり町岡原農産物処理加工施設等の指定管理者の指定について

日程第 36 議案第 81 号 あさぎり町深田農産物直売施設の指定管理者の指定について

日程第 37 議案第 82 号 あさぎり町駐車場の指定管理者の指定について

日程第 38 議案第 83 号 令和 5 年災 林道宮川内線災害復旧工事（1 号）請負契約の締結について

日程第 39 令和 5 年度 要望書第 6 号の報告における採決について

午前 10 時 00 分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（森岡 勉君） ただいまの出席議員は 13 人です。定足数に達していますので、令和 5 年度あさぎり町議会第 11 回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。

◎議長（森岡 勉君） 本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

◎議長（森岡 勉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本定例日の会議録署名議員は会議規則第 124 条の規定によって、3 番 難波文美議員、4 番 加賀山瑞津子議員を指名します。

◎議長（森岡 勉君） 日程第 2、定例日の会議日程報告を行います。本定例日の会議運営については、議会運営委員会が開催されておりますので、ここで山口議会運営委員長の報告を求めます。山口議会運営委員長。

◎議会運営委員長（山口 和幸 君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会より報告をいたします。2 月 29 日木曜日、午後 1 時 30 分より議事堂第 2 研修室におきまして議会運営委員会を開催しましたのでその内容を報告いたします。本定例日の会議日程については御手元に配付のとおり、本日より 3 月 15 日の金曜日までとすることといたしました。会議に付する事件について今回は 60 案件の提案が予定されておりますが、全ての議案を本会議において審議することといたします。なお今回の定例会では、町長より示されます令和 6 年度施政方針を受けての一般質問を行うため会議日程の変更を行っております。具体的には、一般質問を日程後半に行うこととし、まず本日は町長の施政方針説明の後、議案第 51 号から第 52 号、第 56 号と第 61 号を提案、説明のみを行い、議案 53 号から第 55 号、第 57 号から第 60 号、第 62 号から第 71 号、第 80 号から第 83 号の提案理由の説明と審議採決を行い、議案第 72 号から第 79 号までの令和 6 年度一般関係予算及び各特別会計予算の提案のみを行います。6 日と 7 日の 2 日間、議案第 72 号から第 79 号までの当初予算について詳細説明と審議を行い、なお議案第 51 号から第 52 号は、第 3 次あさぎり町総合計画基本構想及び基本計画と令和 6 年度以降の町の施策における重要な案件ですので、その際に質疑を行うことといたしました。6 日は厚生文教常任委員

会所管課分と税務課分、議案第61号の質疑7日は、税務課を除く総務建設経済常任委員会所管課分と議案第56号への質疑といたします。今回も各課より説明補助職員として課長補佐の出席を認めておりますので、詳細な質疑については、極力この2日間に済ませていただくようお願いをいたします。また役場の人事異動内示により新課長及び新課長補佐予定者も勉強のため参加を許可いたしておりますのでよろしくお願いいたします。各課長をはじめ説明員におかれましては、説明資料の活用などを含めて簡潔で明瞭な説明や答弁を改めてお願いをいたします。なお8日と13日については委員会等の開催のため、また9日及び10日は休日のため休会といたします。引き続き11日から12日の2日間で一般質問を行います。今回は9名の議員の登壇が予定されておりますので、簡明で建設的な政策論争が展開されますよう議員の各位、議員各位の御奮闘を期待いたします。14日には、あさぎり町農業委員会委員の委員任命同意となる同意第5号から第30号の審議採決を行います。最終日の15日は議案第51号から第52号、第56号と第61号、議案第72号から第79号までの令和6年度当初予算等の総括質疑と採決、採決報告、第25号及び要望審査報告を行います。また、追加日程や議員発議案件が予定される場合は、審議のほどをよろしくお願いいたします。昨年12月以降に受け付けた陳情書等は、今回はございませんでした。最後に、議会運営につきましては議会運営の指針の定めのとおりでありますので、議員各位の御協力をお願いいたします。以上、議会運営委員会からの報告を終わります。

◎議長（森岡 勉君） したがって、本定例日の日程は本日から3月15日までといたします。

◎議長（森岡 勉君） 日程第3、諸般の報告を行います。まず私議長より御報告申し上げます。ポツの3段目の令和5年12月14日 あさぎり中学生による一日議会を、第10回目を迎えたところを開催したところでございます。次ページに次ページに頂きまして2ページの下から5段目でございますけれども、2月の20日に議会報告会ということであさぎり町内区長会の皆様方と意見交換をいたしたところでございます。次に本日までに受領しました令和5年12月定例日以降の要望書等についてはございません。次に例月現金出納検査報告書は事務局に保管しておりますので、閲覧していただきたいと思います。なお12月定例日以降の指摘事項の報告は御手元に配付のとおりです。以上で議長の報告を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 次に、総務建設経済常任委員会の報告を求めます。永井総務建設経済常任委員会委員長。

◎総務建設経済常任委員長（永井 英治 君） おはようございます。総務建設経済常任委員会の報告をいたします。令和5年12月26日火曜日午前10時より、議員控室におきまして委員会を開催しております。所管課より課長と説明員出席のもと、説明を受け審議をしております。主なものを報告いたします。まず農業委員会事務局長より農業委員会委員候補者選定について説明を受け、審議をしております。現在の農業委員が、令和6年4月12日をもって任期満了になることから今回の改正について説明を受けております。まず、募集期間が令和6年1月12日より2月8日まで。募集人員は26名、ほかに応募方法や業務内容等の説明を受け審議をしておりますが、今回の3月定例会においてそれぞれ26名の委員の任命同意が提案されますので、議員各位の慎重審議をお願いするものであります。次に、企画政策課よりテレワーク拠点施設の雨漏れ状況について説明を受け審議をしております。現在、様々な原因により数か所から雨漏りがして

いる現状の説明を受け、委員からは、なぜテレワーク拠点施設の改修前に改修をしなかったのか、順番が逆ではないのか。それから陸屋根の部分を片屋根にしたほうがよいのではないかなどの質疑、意見が出され、課長からは、テレワーク拠点施設の財源である交付金の都合でテレワーク施設の改修が先になったこと。また屋根の形につきましては今後考慮していくとの答弁がっております。他の議案と合わせて全部で五つの議案を審議し会議を終了しております。委員会を終了しております。続きまして令和6年2月21日水曜日、午前8時45分より議員控室におきまして委員会を開催しております。主なものを報告いたします。まず上下水道課より、岡原地区水道施設再編整備計画について説明を受け審議をしております。これは吉井地区の県道から岡原竹野地区まで送水管を敷設し、竹野地区に配水ポンプ場を整備するものであるとの説明を受けております。委員からは、ポンプ場は半地下式とのことだが漏水の問題はないのかとの質疑があり、課長から令和4年に耐震基準が変わったこと、また全地上型には景観の問題もありRC構造の半地下式の計画であるとの答弁がっております。次に農林振興課より一般会計補正予算第10号について説明を受けております。団体営農農業農村整備事業の繰越明許費について、委員から清水地区の排水路整備事業の遅れについて質疑があり、課長からは資材の調達の遅れが原因であるが、梅雨時期の出水時期までには工事が完了するように要望しているとの答弁がっております。また同じく百太郎溝の鍋塚放水路改修の繰越明許費については、委員からその下流側の井口川沿いには遊水池の計画があると聞いているが、との質問には、課長より遊水池についてはまだ話を聞いている段階であり、放水路と遊水池のマッチングのことは分かっていないとの答弁でありました。このほかに全部で24の議案を審議しまして委員会を終了しております。以上、総務建設経済常任委員会の報告といたします。

◎議長（森岡 勉君） 次に、厚生文教常任委員会の報告を求めます。豊永厚生文教常任委員会委員長。

◎厚生文教常任委員長（豊永 喜一君） おはようございます。厚生文教常任委員会の報告をいたします。12月21日 木曜日 午前9時半より議事堂議員控室にて、開催をしております。まず、免田総合体育センター弓道場につきまして、これにつきましては、10月30日に常任委員会、12月13日に現地調査を行い、教育課の説明では、今のところ競技者の年齢層も高く、競技人口も少ない。会員数も増加傾向にないということで、町単独での建設は難しいのではないかと。また旧東庁舎の解体の跡地利用もあるので、その計画とあわせて考える必要があるのではないかと。現状と同じように修繕をしながら対応していくといくとのことでした。跡地利用については財政課より説明があり、跡地利用に関する方針を定める方向で検討しているということでした。委員会協議の上で継続審議とし、3月定例会中にこの件に関しては、委員会を開催する予定です。次に、こども家庭センターの設置について。健康推進課長同席のもと生活福祉課より説明があり、質疑では相談件数は年間どれくらいに対し、令和4年に37件、継続的に経過観察、継続的な相談も含むと57人の相談件数ということでありました。ほかにも質疑がありました。こども家庭センターを設置することで、情報の集約、相談受理対応などが一つの機関に集約でき、より迅速な対応は可能になるということです。続いて、重層的支援体制整備事業について。この事業は、一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しいような複雑な複合的な課題を持つ

方をサポートするための体制整備をする事業であるというようなことであります。生活福祉課及び健康推進課より説明があり、事業に取り組むに当たっての留意点は、の質疑に手挙げ方式の任意の事業で相談体制をどうやって構築していくのか、窓口に相談にこられるケースが余りなく家庭内に介入していった時に分かるといったところもあり、課内だけでは解決できない、非常に支援しづらいということもあって、関係機関との調整を図りながら当事者に寄り添っていく形、問題が大きくならないよう必要な措置、支援を行っていくということでした。次に、株式会社タニタヘルスリンクとの包括連携協定について。健康推進課より説明があり、目的について町が進めている健康なまちづくりを実現するために食と運動に関して豊富なノウハウを持つ株式会社タニタヘルスリンク社に次に掲げる事項等について連携して取り組むことを目的とするということがありました。町民の健康づくりの推進に関すること、ICTを活用した健康づくりの取組に関すること、健康データーを活用した取組に関すること、その他、町民の健康寿命の延伸に関して必要と認めること、3月下旬に協定締結予定だそうでございます。最後に2月19日 月曜日 午後1時半から開催しました委員会につきましては、条例改正2件、一般会計補正予算5件、特別会計補正予算4件、その他6件、計17件です。3月定例会での議案がほとんどでありますので、全協でも説明がありましたのでここでは省略させていただきます。なお、あさぎり町公民分館等施設整備費補助規則につきましては、3月定例会中に委員会開催予定であります。以上、報告をいたします。

◎議長（森岡 勉君） 次に、人吉球磨広域行政組合議員の報告を求めます。皆超人吉球磨広域行政組合議員。

○人吉球磨広域行政組合議員（皆越 てる子さん） 皆さん、おはようございます。まず令和5年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。令和5年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和5年12月22日 午前10時から開催されました。日程第1、一般質問。五木村選出の16番議員が管内の一部事務組合の統合と行政組合の共同処理する事務の追加等について、執行部の考えを問いました。日程第2、議案第13号では、令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正。この件では、執行部の補足説明を受けた後、質疑、採決を行い、原案のとおり可決されました。日程3では、委員会の閉会中の継続調査についてです。この件では、議会運営委員会委員長の申出のとおり決定されました。以上が令和5年第4回人吉球磨行政組合議会定例会の会議結果についての報告といたします。続きまして令和6年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。令和6年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和6年2月29日 午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。日程第1で会議録署名議員の指名、日程第2では、会期の決定、日程第3では、行政報告です。理事会代表理事から令和5年度第4回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。日程第4、議案第1号です。人吉球磨広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。日程5では、議案第2号令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算です。日程第6、議案第3号では、令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算です。日程第7、議案第4号では、令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額です。この4件では、一括して理事会代表理事の提案

理由の説明を受けました。また施政方針では、次期ごみ処理施設の建設予定地について、本組合所有地である旧免田ごみし尿処理施設所に処理場跡地とするとし理事会において方針決定したとの説明がありました。日程第5、議案第2号の1件については、執行部の補足説明を受け質疑、採決を行い、原案のとおり可決し、定例会1日目を散会いたしました。以上、報告いたします。

◎議長（森岡 勉君） 次に、上球磨消防組合議員の報告を求めます。岩本上球磨消防組合議員。

○上球磨消防組合議員（岩本 恭典君） おはようございます。それでは上球磨消防組合議会の報告をいたします。令和6年第1回上球磨消防組合議会定例会が令和6年2月27日 火曜日 午前10時より会期を1日として開催されました。日程第3で中竹組合長より行政報告が行われ、その後条例1件、本年度補正予算1件、令和6年度当初予算1件、その他1件の合計4件の議案が上程され、いずれも全会一致で原案どおり可決されました。それでは、内容を報告いたします。日程第4、議案第1号上球磨消防組合手数料条例の一部改正について。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正及び字句の整理を行うため、上球磨消防組合手数料条例の一部を改正するもの。日程第5、議案第2号交通事故に係る損害賠償の額を定めることについて、当組合公用車の接触事故により発生した損害賠償額の損害賠償の額について議会の議決を求めるもの。日程第6、議案第3号令和5年度上球磨消防組合一般会計補正予算第3号について、上球磨消防署東分署非常用発電機の事業を翌年度に繰越して使用するため594万円を繰越し明許費とするもの。日程第7、議案第4号令和6年度上球磨消防組合一般会計補正予算について、令和6年度上球磨消防組合一般会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,000万とするもので、主な事業は、共同指令センター高機能消防指令システム整備費1億7,426万7,000円。資機材搬送車購入費2,148万円です。日程第8、一般質問、今回は一般質問はありませんでした。以上で、上球磨消防組合議会の報告を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 次に、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を求めます。溝口熊本県後期高齢者医療広域連合組合議員。

○熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員（溝口 峰男君） おはようございます。それでは、熊本県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。令和6年第1回会議が2月14日、熊本県市町村自治会館において開催され、議案第1号から議案第8号議案の審議採決が行われ、全議案とも全会一致で可決いたしました。議案第1号から第3号までの内容につきましては、説明を省略いたします。議案第4号、令和6年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,858万円、前年度比3,379万8,000円の増であります。増額の理由は、指定金融機関への支払い事務手数料の新規発生による増が主なものであります。議案第5号、令和6年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,187億8,223万3,000円であり、前年度と比較し、61億7,764万8,000円の増であります。前年度比1.98%の増でございます。歳入増の理由は、被保険者数が30万2,461人、前年度比3,013人、1.0%の増により市町村負担金及び国庫支出金、県支出金の増が主なものになります。歳出につきましては、被保険者数の増加による療養給付費の増、及び高額療養費の増、窓口2割負担制度開始に伴う自己負担額配慮措置等による支給によるものが要因であります。また出産育児支援金としての費用の一部を支援す

る拠出金の新設による増が主なものになります。ここで令和6年度、7年度の保険料率改定について御説明いたします。後期高齢者医療に係る保険料率は、法律においておおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないと定められております。今般、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されました。出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、それから後期高齢者負担率の見直し等を行うこととされました。後期高齢者負担率は、制度発足時は10%1割でありましたが、現役世代の割合が減少していることから2年ごとに行っている保険料率改定の都度上昇しておりまして、令和6、7年度は12.67%になりました。今回の制度改正による令和6年度からの新たな負担に関し、関しましては、約6割の方、年金収入153万円相当以下の方については、制度改正に伴う負担の増加が生じないようにするとともにさらに約12%の方、年金収入211万円相当以下の方についても令和6年度は制度改正に伴う負担の増加が生じないように対応しております。年収1,000万円を超える方を対象とする賦課限度額、保険料負担の年間の上限度額であります。の引上げにつきましては、段階的に実施し令和6年度は73万円、令和7年度は80万円にするものであります。また保険料率上昇抑制のため令和5年度決算見込みにより、後期高齢者医療特別会計に生じる剰余金60億円を活用いたしまして、1人当たり平均保険料額は7万4,260円。令和4年、5年度に比較いたしますと8,041円の増となっております。以上で、後期高齢者医療広域連合議会報告といたします。

◎議長（森岡 勉君） これで諸般の報告を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 日程第4、行政報告及び教育行政報告を行います。まず、行政報告を行います。町長。

●町長（北口 俊朗君） どうも、おはようございます。本日より15日まで議案の審議、よろしく願いいたします。それでは、行政報告を述べさせていただきます。令和5年12月から令和6年2月までの行政報告について主なものを説明いたします。上から2段目です。12月4日、特設人権相談所を開設しました。あさぎり町人権擁護委員が午前9時から正午までせきれい館2階会議室に待機し、町民の人権に関する相談に応じました。午後からは、あさぎり駅付近で啓発活動を行い、生涯学習センターの玄関には人権ツリーを設置しました。最後の段です。12月19日、第5回定例区長会を開催しました。令和6年申告相談日程等のほか、日程のほか4件の議題について説明、質疑応答を行いました。次のページの上から2段目です。12月25日、あさぎり町総合農政協議会を開催しました。総合農政協議会委員21名が出席され、農業振興の主要事業や水田活用直接支払い交付金についての説明、その他WCSの基準反収の設定等について説明を行いました。次の段です。同じく12月25日、企業の農業参入に関する協定締結を地域振興局長の立会いのもと行いました。一つ飛びまして12月26日、あさぎり町有害鳥獣被害防止対策協議会臨時総会を開催しました。協議会会員11名が出席され、令和5年度の補正予算について説明を行い、承認されました。また、サル対策等についても協議を行いました。最後の段です。12月28日、消防団年末特別警戒出発式を行いました。昨年同様、年末特別警戒出発式を実施しました。出発式の後、本部により各詰所を訪問し、各部において巡回時間を決めて、各世帯への火の取扱い注意の啓発、巡回を3日間実施しました。次のページです。最上段です。1月

7日、あさぎり町消防団出初め式を開催しました。分列行進を行い、式典では、衆議院議員金子様ほかから御祝辞を頂き、消防功労者表彰を実施しました。通常点検の後、幼年消防クラブによるアトラクションが行われました。強風の中行われた放水競技大会には36チームが参加し、日頃の訓練の成果を競いました。次の段です。1月10日、令和6年あさぎり町産業活性化新春の集いが開催されました。町内の各種団体等が一堂に会し、本町の産業活性化に向けた交流と情報交換を行いました。次の段です。1月14日、上球磨消防団連合会放水競技大会が開催されました。小型ポンプの部に第1分団2部 永里上永里と第8分団2部 永岡、この2チームが出場しました。合計8チームで競われ、第1分団2部が優勝し、第8分団2部が3位に入賞しました。次の段です。1月20日、あさぎり町教育の質向上のための研修会を開催しました。保育士の不安や悩みを軽減し、保育業務に自信とやりがいを持って取り組むことを目的にコミュニケーションに関する研修会を実施しました。町内の保育園や認定こども園に勤務する保育士等50名が出席されました。最後の段です。1月25日、第2回公有財産利活用審議会を開催しました。あさぎり駅周辺開発事業に伴う用地取得について諮問し承認されました。次のページ、上から3段目です。1月30日、あさぎり町公営企業審議会を開催しました。水道事業及び下水道事業の令和4年度決算報告と経営戦略、水道施設再編整備計画について説明を行い、委員の意見を求めました。ひとつ飛びまして2月5日、あさぎり町テレワーク施設アロットの一部をオープンしました。令和4年度末から繰越しにより旧上保健センターを改修整備してきたテレワーク施設の一部をオープンしました。次の段です。2月6日、補助金等審議会を開催しました。令和6年度当初予算に係る20の各種団体補助金等について諮問し、慎重審議の上、全て適当との答申がありました。最後の段です。2月7日、あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク連絡会代表者会議を開催しました。本町の高齢者独居世帯等の現状等を報告するとともに、熊本県社会福祉協議会の地域の底力向上研修として一般社団法人みのりの高木代表理事を講師に講演とグループワークを実施しました。次のページ、上から3段目です。2月9日、令和5年度あさぎり町地域農業再生協議会臨時総会を開催しました。令和6年度のWCS植付け期限の設定について協議を行いました。また令和5年度の水田収益力強化ビジョンの一部単価修正についても協議も行いました。ひとつ飛びまして2月14日、あさぎり町在宅医療と介護連携のための多職種研修会を開催しました。薬剤師とのさらなる連携を目指して、をテーマに各事業所から事例を紹介頂き、東病院の東委員長をファシリテーターに意見交換等を行いました。最後の段です。2月15日、避難所運営委員会設置に向けた意見交換会を行いました。避難所運営委員会設置を目的として、各関係者、区長会、民生委員、自主防災組織、男女共同参画推進懇話会委員、災害協定締結事業所等と意見交換を行い、防災行政の取組についての認識の共有を図りました。次のページ、上から2段目です。2月20日、第6回定例区長会を開催しました。選挙管理委員会からお知らせのほか3件の議題について説明、質疑応答を行いました。二つ飛びまして2月22日、第6回まちづくり審議会及び第6回まち・ひと・しごとづくり推進会議を開催しました。まちづくり審議会とまち・ひと・しごとづくり推進会議を合同開催し、第3次総合計画案について答申を頂きました。次の段です。2月25日、令和5年度植樹祭を開催しました。あさぎり町合併20周年記念として植樹祭を開催し、町民の緑化意識の向上、自然と触れ合う機会を増やすとともに、植樹を行うことにより景観の向

上を図りました。次のページ、最後の段です。2月29日、あさぎり町医療連携会議を開催しました。町内及び公立多良木病院等の医療関係者との連携を深め、よりよい事業を展開するため、令和5年度の保健事業の報告及び令和6年度の保健事業等について情報を共有し協議を行いました。以上、入札関係の資料を別紙に添付しておりますので、後で御覧頂ければと思います。以上、行政報告といたします。

◎議長（森岡 勉君） 次に、教育行政報告を行います。米良教育長。教育長。

●教育長（米良 隆夫君） おはようございます。それでは、教育行政について報告させていただきます。主なものを報告させていただきます。まず、最上段です。令和5年12月6日に須恵小学校家庭教育講演会を須恵小学校で実施しております。熊本大学教授大塚芳生氏を講師に招き、保護者を中心に家庭教育に係る今日的課題について研修を深め、資質の向上を図り、もって児童生徒の教育の発展及び本町教育の充実、振興に資するため講演会を開催しております。その下です。令和5年12月11日にジュニアスポーツクラブ指導者研修会を生涯学習センターで開催しております。町内のジュニアスポーツクラブの指導者を対象として熊本県陸上競技協会の平野氏を講師に招き、ジュニア期のスポーツなどをテーマに、指導力向上と課題解決を目的に開催しております。参加者は18名でございました。一つ空けて、上から4段目です。令和5年12月15日から令和6年1月31日にかけて、月足さおり出前コンサートを岡原小学校、深田小学校、あさぎり中学校、免田小学校で開催しております。あさぎり町の町民栄誉賞を受賞されている月足さおり氏を講師に、児童生徒及び教職員に対して人権教育の視点も踏まえたコンサートを実施しております。その下です。令和5年12月17日に第71回球磨一周市町村対抗熊日駅伝大会が人吉をスタートゴールとして、10市町村20チームの参加により開催されております。あさぎり町からは3チームが出場し、Aチームが3位、Bチームが8位、Cチームが15位と健闘しております。令和5年12月18日に令和5年度第1回あさぎり町教育委員会評価委員会を生涯学習センター及び町内現地で行っております。教育委員会実施事業の点検評価のため評価委員会を開催し、有識者3名に委嘱状を交付しております。今年度点検評価事業の概要説明後、深田小、せきれい館図書館、狩所ベニタブ、生涯学習センター図書館の現地視察を行っております。2ページをお願いいたします。2段目です。令和5年12月26日にあさぎり町総合教育会議をあさぎり町役場で開催しております。議題としましては、教育大綱について、学校規模等適正化について、今後の児童生徒への経済的支援について、中学校部活動地域移行について、町長と教育委員による意見交換を行っております。二つ空けて下から3段目です。令和6年1月4日に令和6年あさぎり町20歳の成人式を須恵文化ホールで開催しております。今年度20歳になる159名を対象に開催し、130名が参加しております。対象者の代表によるアトラクション後、実行委員会による司会進行のもと記念品贈呈、交通安全宣言、意見発表等を行い、最後に謝辞が述べられました。その下です。令和6年1月16日に第4回あさぎり町文化財保護審議会現地視察を築地熊野神社薬師堂、名勝狩所のベニタブ、深田阿蘇神社で行っております。令和5年度において整備や補助事業等が実施された指定文化財の視察を行い、委員3名の出席を頂きました。その下でございます。令和6年1月20日から21日にかけて、九州地区スポーツ推進委員研究大会が長崎県島原市で行われております。九州各県のスポーツ推進委員が一堂

に会する九州大会に本町からも15人が参加しております。功労者表彰もあり、本町から10年以上勤務の3人が受賞しております。3ページをお願いいたします。最上段です。令和6年1月28日に第3回あさぎり町文化財講座を須恵文化ホールで開催しております。熊本県文化課の村上幸奈氏を講師に迎え「見どころ入門！あさぎり町の仏さま」をテーマに、あさぎり町を中心とした様々な仏像の造形の見どころ等に関する講座を実施しております。受講者は50名でございました。その下でございます。令和6年1月28日に第41回熊日郡市対抗女子駅伝大会が熊本市のビブレス熊日会館前をスタート、ゴールとする7区間で開催されております。球磨郡代表として本町から監督1名、マネジャー1名、選手5名が選出され、結果は9位という結果でございました。また躍進賞を受賞しております。一つ空けまして、上から4段目です。令和5年12月15日及び令和6年2月1日に家庭教育支援事業、親の学び講座を12月15日があさぎり中学校、2月1日が免田小学校で開催しております。親の学び講座を通して、各校保護者の学びや横のつながりの強化を目的に実施しております。その下でございます。令和6年2月11日に第50回郡市対抗熊日駅伝大会が、天草市、熊本市間で開催されております。天草市役所前をスタートし、熊本市内のビブレス熊日会館前をゴールとする14区間で開催されております。球磨郡代表として本町からは、マネジャー1名、選手6名が選出され、結果は6位でございました。令和6年2月18日に須恵支部球技大会が須恵小学校グラウンド及び体育館で開催されました。須恵小学校グラウンドでグラウンドゴルフ、体育館でビーチボールバレーを開催しております。グラウンドゴルフに4区13チーム、ビーチボールバレーに2区8チームの参加がございました。4ページをお願いいたします。最上段です。令和6年2月24日に文化財講座、健康ウォーキングを須恵文化ホール、阿蘇釈迦堂間において開催しております。ふれあいスポーツクラブ会員同士の交流促進を図り、健康と体力の保持増進のため文化財と連携したウォーキングを事業を行っております。今年、今後も町内文化財を中心に継続していきたいというふうに思っております。2段目です。令和6年2月25日に岡原支部球技大会を森園カントリーパークでグラウンドゴルフを開催する予定でございましたが、雨天のため中止しております。以上、報告といたします。

◎議長（森岡 勉君） 会議の途中でございますが、ここで10分間休憩いたします。

(休憩) 午前10時49分

(再開) 午前11時01分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議長（森岡 勉君） 日程第5、施政方針説明を行います。町長から令和6年度施政方針を述べたいとの申出があります。これを許可します。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議長より許可を頂きましたので、令和6年度の施政方針を述べさせていただきます。少しだけお付き合い頂ければと思います。令和6年度施政方針。本日、令和5年度あさぎり町議会第11回会議が開催されるにあたり、令和6年度当初予算を上程いたしますので、あさぎり町政の基本的な考え方や主要事業につきまして、施政方針を申し上げ、議員各位並びに

町民の皆様の御理解御協力をお願いするものであります。まず、元日に発生しました能登半島地震で被災されお亡くなりになられた方々と避難生活が続いていらっしゃる方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。多くの尊い人命や財産が失われ、被災された多くの方々がいまだ日常生活を取り戻すことができていない状況を目にするたび、町政を預かる者として、自然災害はもとより、様々な危機的な状況から町民の生命と日常の生活を守り抜くことの大切さを改めて痛感しているところであります。現在、被災地が1日も早く復旧復興ができるよう、国を挙げて懸命な支援が行われていますが、本町としても、県の派遣チームと連携し、応援職員の派遣など、できる限りの人的・物的支援を行っていきます。昨年末に、国立社会保障人口問題研究所から2050年の将来推計人口が公表されました。あさぎり町は、2020年の人口1万4,676人と比較して、2050年が8,822人と40%減少の推計値でありました。人口減少や少子高齢化の進行は、社会保障やインフラの維持、地域経済の活性化、地域コミュニティの担い手確保などに深刻な影響を及ぼしており、持続可能な未来に向け避けることのできない課題であります。あさぎり町においても、急激な人口減少を抑制することが、最重要課題として危機感を持って捉えているところであり、魅力を感じるまちづくりをさらに進めていかなければならないと思っています。それでは、令和6年度の町政運営に関わる主要施策の施策の概要につきまして、今回の議会に御提案します第3次総合計画に沿って申し上げます。まず4つの基本目標の一つ目であります。魅力ある就業産業の構築。安定した農業所得の確保を目指し、農畜産業用の機械や施設の整備、省力化及び効率化に対する補助を継続します。また、担い手となる後継者や将来認定農業者を志向する農業者に対し、技術の習得や所得の安定的な確保を支援する支援金や様々な自然災害や市場価格の下落等の影響から、収入減少にも対応できる収入保険制度保険料助成を行います。また、近年頻発する集中豪雨などの災害に対応すべく排水路などの整備をし、溢水被害の軽減を図ります。林業につきましては、町有林を適正に管理するために、人工造林、下刈り、利用間伐、鳥獣害防止施設設置を計画的に進め、激甚化する山地災害等への対応や森林の持つ公益的な機能が発揮できるようにするため、関係機関との連携強化を図ります。商工業につきましては、事業継続に向けて事業承継の推進に取組ながら、若い世代の活躍の場を創出するとともに、移住定住推進の取組にも生かしていきます。また、若者の定住化の促進を図るため、結婚や将来設計に対する経済的負担を軽減する新婚新生活支援事業に取組ます。観光につきましては、キャンプ場のリニューアルに向けた現地調査、基本計画の策定や新たな情報発信のツールとして、デジタルコンテンツを活用したPRに取り組みます。二つ目の基本目標であります、魅力ある健康・福祉の構築。生涯にわたって健康で幸せに暮らせるよう、健康づくりと環境づくりを推進するため、健康づくりに資する活動に対しての健幸ポイントのデジタル化を推進し、スマホアプリを活用してデータの見える化を図ります。複雑・複合的な課題を抱える人が増加する中、高齢、障がい、子ども、生活困窮等の各福祉分野の機関が連携して支援する体制を構築するための重層的支援体制の整備に着手していきます。全ての妊産婦、子育て世代、子どもへの一体的に相談支援を行う機関「こども家庭センター」を令和6年4月1日から設置し、妊娠期からの支援により心身のケア、育児サポート等を迅速な対応で安心して子育てができる支援体制の充実を行っていきます。高齢者の自動車運転による交通事故は全国的に多発していて、大きな社会問題となっています。高齢者の

運転免許証自主返納者への支援としてデマンド交通の１年間無料乗車券の交付をしていきます。

三つ目の基本目標となります。魅力ある生活基盤の構築。安全で安心して通学できる通学路整備、安全で快適な生活環境を創出するための道路改良、安全で円滑な通行を確保するための老朽化した橋梁や舗装補修を計画的に進めていきます。また、球磨地域におけるサイクルルートと連携し、町内を周遊できるコースの整備を進めていきます。令和２年７月豪雨及び台風による被害で、水道施設が被災し、町内において断水等の被害が発生しています。「水道施設再編整備計画」に基づき、吉井浄水場の水源整備及び吉井配水区域から岡原配水区域への送水管敷設及び配水ポンプ場を新設し、自然災害に対する施設の強靱化を図ることで安心・安全な水道水の安定供給を図ります。また、河川への土砂の堆積や護岸の損壊が生じており、氾濫を抑制する河川改修や護岸の補修、堆積した土砂の撤去を進めて、住民の安全の確保と財産の被害防止を図ります。自然災害発生時に避難者に快適なトイレ環境を提供できるように、指定避難所にマンホールトイレの整備も継続していきます。町営住宅長寿命化計画に基づき、適切な時期に予防保全的な修繕及び耐久性の向上等を図る改修により、住宅の建て替えや維持管理コストの縮減を進めます。昨年、脱炭素先行地域の認定を受け、太陽光発電蓄電池を導入するとともにバイオ炭を活用した牛糞堆肥の製造散布を行うことで、脱炭素農業を推進し生産性の向上も図っていきます。四つ目の基本目標にあります魅力ある教育・文化の構築。あさぎり中学校屋内運動場の老朽化に伴い、施設の長寿命化と機能向上により教育環境の改善と近年の環境変化等への対応や防災機能強化に取り組みます。また、仮設校舎跡地の駐車場、正面玄関の劣化した舗装改修及び排水対策を行い、施設の適正な管理を行っていきます。「教育の基盤は家庭から」の理念のもとに、家庭教育を支援する支援員を配置し、保護者への学習機会の効果的な提供や家庭教育に関する相談対応や情報対応などによりよい子育てにつながる学びの場を提供していきます。子育て世帯の負担軽減のため学校給食費の無償化へ向けて段階的な措置として半額助成を実施します。またアレルギーによる給食が食べられない児童生徒の家庭への給食費を基準とした助成を実施します。体育施設予約管理では、新たなシステムを導入し、施設利用者の予約の手間が軽減され、利便性の向上を図ります。新しい流れを力にする取組として、地域外からの関係人口の増加を図り、地域課題の解決や町内の農林商工業の地域経済を発展させるため、交流の拠点となるテレワーク施設整備を引き続き行っていきます。これらの計画実現に向けて、人口減少や少子高齢化、自然災害の多様化など様々な地域課題に対応すべく、令和５年度中にデジタルの技術を活用した「活力あるまち、ひと、しごと」の実現に向けた自治体DX推進計画を作成するための作業を行っております。計画の策定後は、地域社会及び行政のデジタル化を推進するためにその計画に盛り込んだデジタル化の実現に努めるとともに地方創生人材支援制度を活用した人材確保やマネジメント業務及びサポート業務の必要な体制整備を進めていきます。また令和５年度から令和７年度の３か年にわたり、町内全域に光ブロードバンド整備を行い都市部と遜色ない光サービスの充実、大規模災害時における通信手段の確保に取り組みます。また屋外放送設備の更新については、現在は防災ラジオやあさぎりナビなど多くの情報提供手段が整備されているため、スピーカーを高性能にしつつ、局数を大幅に減らして更新を行っていきます。町有財産活用サウンディング型市場調査を引き続き実施するなど、公民連携の推進を図っていきます。人の改革として県との連携強化及び職員の資質向上を目

的とし、相互の職員の派遣、職員の研修による組織全体のスキルアップにより行政需要等に的確かつ迅速に対応するための効果的な組織機構の構築を目指していきます。編成しました令和6年度当初予算は、一般会計122億5,741万4,000円、前年度肉付け予算比5.7%減となります。第3次総合計画に掲げる目標達成を実現すべく、町税やふるさと納税等の自主財源の確保、国・県の補助事業や財源的に有利な地方債の活用に努めてまいります。以上、令和6年度の主要な施策について述べさせていただきました。令和6年度は第3次あさぎり町総合計画のスタートであり、これまで取り組んできた施策を停滞させることなく、さらに加速させ実現に向けて今後とも全力を尽くしていく決意を申し上げました。令和6年度の施政方針といたします。清聴ありがとうございました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第6、議案第51号第3次あさぎり町総合計画基本構想についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第51号第3次あさぎり町総合計画基本構想について提案いたします。提案理由を申し上げます。第3次あさぎり町総合計画基本構想を定めたいので、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） 議案第51号につきまして説明いたします。第3次あさぎり町総合計画につきましては、これまで議員懇談会、議員全員協議会におきまして説明をさせていただいております。重複する面もあるかと思いますが簡潔に説明させていただきたいと思います。5ページをお願いいたします。最初に持論といたしまして、（1）計画策定の趣旨（2）計画の基本方針。6ページをお願いいたします。（3）計画体系と計画期間について、基本的な方針などを記載しているところでございます。7ページをお願いいたします。図表1、第3次総合計画の計画体系につきましては、基本構想、基本計画、実施計画の3段の計画体系としております。基本構想におきましては、町民ワークショップを開催し町民主体でまちづくりの目標となる将来像などを設定していただいております。基本計画は行政主体で、基本構想の実現のために重点的に取り組む施策を策定しております。実施計画は、基本計画で示した施策を具体化したものになります。8ページをお願いいたします。8ページから30ページには、これまでのあさぎり町の現状などの資料を掲載しております。31ページをお願いいたします。基本構想の策定におきましては、町民ワークショップを開催し、あさぎり町の10年後のありたい姿について議論を行いまして、そこで出された意見を最大限に尊重し策定をしております。32ページをお願いいたします。ここではまちづくりのビジョンといたしまして、人が集い 支え合う 未来につなぐあさぎり町の設定について、示させていただいております。33ページをお願いいたします。将来の目標人口ですが、国立社会保障人口問題研究所の将来推計においても今後も減少傾向が続く予想ですが、総合計画最終年の令和13年の人口を1万2,480人以上になることを目標とすることとしております。34ページをお願いいたします。ここでは町民ワークショップにおける意見を最大限に尊重いたしまして、4つの基本目標を定めさせていただいております。35ページをお

願いたします。このページから42ページ最終ページになりますが、まちづくりの目標、まちづくりの方向性、目指すべき状態、各主体の目標につきまして目標値について定めております。簡単ですが以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりました。本日は、議案第51号は説明までとし、質疑は当初予算の説明及び質疑のときに合わせて行います。

◎議長（森岡 勉君） 日程第7、議案第52号第3次あさぎり町総合計画前期基本計画についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第52号、第3次あさぎり町総合計画前期基本計画について提案いたします。提案理由を申し上げます。第3次あさぎり町総合計画前期基本計画を定めたいので、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） 議案第52号について説明いたします。7ページをお願いいたします。基本計画の概要になります。基本計画は、基本構想の10年後のありたい姿の実現に向けた行政の役割や目標を具体化した計画になります。今回は令和6年度から令和9年度までの4年間前期の基本計画です。（3）の基本計画の構想（4）総合戦略との関係、8ページをお願いいたします。（5）検証・評価方法（6）持続可能な開発目標との一体的な推進につきましての説明をさせていただきます。10ページをお願いいたします。ここでは、前期基本計画の体系を定めております。11ページをお願いいたします。11ページから34ページにおきまして、あさぎり町デジタル田園都市構想総合戦略となるとところです。このページから16ページにおきましては、現行の人口ビジョンの検証、将来人口の展望などから令和42年の目標人口を1万76人と定めております。18ページをお願いいたします。ここでは第2期あさぎり町まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証について。19ページをお願いいたします。このページから22ページにおきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略を改めましたデジタル田園都市構想総合戦略の地域ビジョンと基本目標について定めております。24ページをお願いいたします。このページから34ページにおきましては、各基本目標の方向、数値目標、具体的な施策について定めております。37ページをお願いいたします。このページから最終137ページにおきましては、各基本施策の現状と課題、今後の方針と各施策の目標と目標値について定めております。ただいま送りましたものが、第3次あさぎり町総合計画の実施計画になります。こちらは同じフォルダに格納しておりますので後で御覧頂ければと思っております。簡単ですが以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりました。本日は、議案第52号は説明までとし、質疑は当初予算の説明及び質疑の時に合わせて行います。

◎議長（森岡 勉君） 日程第8、議案第53号あさぎり町防災基金条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第53号あさぎり町防災基金条例の制定について提案いたします。

提案理由を申し上げます。平成28年熊本地震復興基金交付金を基金として積み立てるため本条例を制定する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決頂きますようよろしくお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは議案第53号につきまして説明申し上げます。2ページをお願いします。あさぎり町防災基金条例 第1条ではこの条例の設置について定めています。あさぎり町の災害予防対策及び応急対策の経費に充てるためあさぎり町防災基金を設置するものでございます。第2条では積立てに関して定めており、基金として積み立てる額はあさぎり町が交付を受けます平成28年熊本地震基金交付金を充て一般会計歳入歳出予算で定める額としております。第3条では管理、第4条では運用益金の処理、第5条では処分について定めております。第6条では委任について定めております。最後附則としましてこの条例は公布の日から施行するとしております。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。1番小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、確認の意味でお尋ねしますが第2条にございます通りこの基金の原資となるものが平成28年の熊本地震復興基金交付金。これを県下の市町村に現在のこの残額といふかな、そういったものを配分されたというふうに理解してんですが、そういった経緯から見た時にこの基金をいつまでに使わなければならないという表現はちょっと適当じゃないかもしれませんが、そういう制約がないものなのかなという疑問が1点とですね、仮にそういうのがなかったにしてもですね、あさぎり町としてはこの基金の何か当面の何か使途目標といふかですね、仮の話ですけどこの3年間ぐらいに集中してこういった趣旨に合うように充当していくとか、何かそういう考え方がもしありましたらお願いをしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。まず1点目ですね、これいつまでにこの基金を使わなければならないのかってことです。特にいつまでにというものは指示等はございません。それからこの基金の使途でございますが、将来的に防災マップの作成とかですね、特に令和6年度につきましては、建設課関係の住宅建築物安全ストック形成事業の財源等としてこの基金を活用したいというふうに現在のところを考えているところでございます。

◎議長（森岡 勉君） 1番小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい分かりました。先ほど申し上げましたとおり、この基金のそもそもの成り立ちがさっき言ったこういったこの2条にも書いてあるとおりの状況ですので、通常の基金と違いましてこれ何ていふかな基金として積立ててずっとおくものではないと思いますので、是非何か早めに表現ちょっと適切じゃないんですけど有効活用をする方向でいろいろ御検討頂ければというふうに思っております。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、議員が申しを言われたとおりですね、いろんな事業について財

政課とも協議しながら進めていきたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） はい、1点伺いたいと思うんですけど処分につきまして第1条に規定する目的のためにとありますけど、目的というのが災害予防それから応急対策となっておりますけど通常今まで行われてきたこういうこの目的に沿った一般財源とこの基金の使い分けについての判断をどうなさるおつもりかを伺いたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。防災関係にですね特化した基金ということですので使途については防災関係のほうで使用したいというところでございます。

◎議長（森岡 勉君） 12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） ということは、第1条にあります災害要望対策というほうに重きを置いての使途ということで処分ということで理解してよろしいのでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。第1条に書いてありますとおり災害の予防対策それから応急対策ということで、具体的には今から内容については検討していきたいというふうに思っております。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ございませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第53号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第9、議案第54号あさぎり町中小企業・小規模企業振興条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第54号あさぎり町中小企業・小規模企業振興条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町内の中小企業及び小規模企業の振興に向けた町の姿勢と基本理念を明らかにし、地域社会全体で施策を実施するために本条例を制定する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。それでは議案第54号あさぎり町中小企業・小規模企業振興条例について御説明を申し上げます。本条例の目的としましては、社会情勢の変化などを踏まえ町としましても小規模振興基本法に基づき町内の中小企業及び小規模企業の振興に向けた基本理念などを明らかにするとともに町と商工会や企業の役割を明確にすることにより、さらなる中小企業振興を図り生活の向上を寄与することを目的として第1条に定めておるところでございます。第2条に定義としまして、第1号から第5号まで中小企業から金融機関までの定義を定めておるところでございます。第3条に基本理念としまして中小企業及び小規模企業が地域の経済及び雇用を支える重要な担い手でありその成長、発展が持続的に図られることが町民生活の向上

に寄与する旨を基本理念としております。第4条に施策の基本方針としまして中小企業及び小規模企業の振興に必要な施策の方向性を明示しておるところでございます。第5条から第9条まで町商工会それと企業について明示をしておるところでございます。最後にはい、最後に財政上の措置を計上しておりまして附則としましてこの条例は公布の日から施行するということでございます、以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第54号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第10、議案第55号あさぎり町監査委員に関する条例及びあさぎり町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第55号あさぎり町監査委員に関する条例及びあさぎり町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。地方自治法の一部改正に伴い本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは議案第55号につきまして説明いたします。今回の改正につきましては地方自治法の一部改正、一部改正する法律による地方自治法の条ずれに伴いまして引用しております関係条例の一部を改正するものでございます。3ページの新旧対照表にて説明いたします。第1条関係 あさぎり町監査委員に関する条例第10条中第243条の2の2第3項を第243条の2の8第3項に改めるものでございます。4ページをお願いいたします。第2条関係 あさぎり町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第7条中第243条の2の2第8項を第243条の2の8第8項に改めるものでございます。2ページをお願いいたします。下のほうを附則でございます。この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第55号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第11、議案第56号あさぎり町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第56号あさぎり町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部

を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。会計年度任用職員の勤勉手当に係る規定を追加するため本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） 議案第56号につきまして説明いたします。今回の改正につきましては会計年度任用職員の勤勉手当に係る規定を追加するため本条例の一部を改正するということでございます。地方自治法の一部改正によりまして令和6年度から会計年度、会計年度任用職員について勤勉手当の支給が可能となりました。あわせて総務省からも対象となる職員に適切に支給することが通知されております。4ページの新旧対照表をお願いいたします。改正内容はまず第2条第1項について「及び退職手当」を「、勤勉手当及び退職手当」に、2行下の「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改めるものでございます。次に右側改正後の案で第14条の次にフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当として、第14条の2を加えるものでございます。次に第24条第1項を前段中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え同条の次に、5ページをお願いします。（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）として第27条の2を加えるものでございます。前に戻って3ページをお願いいたします。附則でございます。この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。次に第2項であさぎり町職員の育児休業に関する条例の一部を改正としまして、これ6ページをお願いいたします。第7条第2項中 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員以下括弧会計年度任用職員という括弧を除くを削り、次第8条中 会計年度任用職員を地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員以下「会計年度任用職員」というに改めるものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりました。本日は、議案第56号は説明までとし質疑は当初予算の説明及び質疑のときに合わせて行います。

◎議長（森岡 勉君） 日程第12、議案第57号あさぎり町まちづくり審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第57号あさぎり町まちづくり審議会条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。所掌事務にあさぎり町デジタル田園都市構想総合戦略を追加し、一体的に策定及び変更、執行状況等を所掌事務とするため本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） 議案第57号について説明いたします。今回の条例の一部改正につきましては、第3次総合計画に関する改正となります。3ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。表の左が現行になります。所掌事務第2条の3行目、基本計画の次に右側改正後案3行目、「、あさぎり町デジタル田園都市構想総合戦略」を加え、第3条の1行目20人を改正後案1行目26人と改め、最下段第4項、第1項の委員のうちその他町長が適当と認め

る者 6人以内を追加するものです。2ページにお戻りください。附則です。この条例は令和6年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第57号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第13、議案第58号あさぎり町まちづくり基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第58号あさぎり町まちづくり基金条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり新町建設計画の計画期間が満了するため本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） 議案第58号について説明いたします。3ページをお願いいたします。新旧対照表です。表の左が現行になります。設置第1条の1行目、「あさぎり町新町建設計画に定められた事業のうち、」を削除し2行目、連帯強化及びの次の次に右側の改正後案2行目「均衡ある」を追加するものでございます。2ページにお戻りください。附則です。この条例は令和6年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、この場であえてお尋ねをしておきます。今回の改正の趣旨、町として考えられて建設計画がもう終了したということは分かりますがそのほかの部分についての今回の改正ですね。趣旨を趣旨というか町のお考えですね、改正された理由。それを再度ちょっとこの場で確認をさせていただければと思います。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい。ただいまの御質問ですけれども今回の改正につきましては、合併時の計画としまして新町建設、新町建設計画です。こちらのほうが定められております。これにつきましては、基本的に合併特例債を活用するための計画でございましたので、今回もう合併特例債が使えなくなりますのでその関係で今回改正をさせていただくものになります。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） もう少しだけ具体的に申し上げます。均衡あるという言葉を入れていただいております今回。その点についてですね、はいあえて、先ほど申し上げましたがあえてこの場でですね、御説明を頂きたいということであります。新町建設計画についてはですね、当然そういう流れがあったということは承知しておりますので。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい。均衡という言葉がですね何をもって均衡というのか分かりづらいかもしれませんが、やはりバランスを考えたというふうに私は捉えておりまして、やはり町全体のバランスを考えた地域振興というのは今後も継続していかなければならないという観点から今回の改正を提案しております。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） はい。新町建設計画の中にも均衡ある発展というような言葉があったような気がするんですけど、今回もまた均衡という言葉を受けております。新町建設計画を行う20年、周辺部と中心部がですねやはり寂れ感とかがあって均衡ある発展という感覚は今のところ住民にはないように思います。今後それらを踏まえてあえてこの均衡計画、均衡ということは頂いておりますけどその均衡ある発展のためにこの20年間で失われたその寂れ感をですね、払拭するためにどのような具体的な施策をこの中に込められておるのかを伺いたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい。当然合併した当初から地域間格差というのはあったと思います。例えばインフラ整備の遅れであったり、そういった地域に対しましては重点的に多分インフラ整備の投資も行ってきたと思っております。ですから何をもって均衡っていうのかっていうのは非常に難しい問題かもしれませんが、今議員からおっしゃられたとおり中心部ばかり栄えて周辺部が寂れるというようなことが合併した市町村においては多く見られ、見られるわけですね。ですがやはり合併した当初からそういったことがないようにというふうに均衡ある発展という言葉は使われてきたと私は思っております。ですからあくまでも理想論かもしれませんが、やはりバランスのいいまちづくりとか、そういったふうなニュアンスで捉えていただければと思います。

◎議長（森岡 勉君） 12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） はい。お店があったのがなくなって非常に生活不便になって、これ本当に実社会生活における均衡あるとは非常にかけ離れたような現象が起きて、今後もそれが進んでいくだろうということは予想できますのでそれらに向けた対策としてもこの基金を使えるということで理解してよろしいんでございましょうか。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい基金につきましては今議員がおっしゃったとおりですね、バランスのとれたですねこのまちづくりとしての財源として使わさしていただきたいというふうに考えております。

◎議長（森岡 勉君） ほかにございせんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第58号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 会議の途中でございすけれどもここで休憩いたします。午後は13時3

0分より再開いたします。

(休憩) 午前 11 時 58 分

(再開) 午後 1 時 30 分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（森岡 勉君） 日程第14、議案第59号あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援等施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第59号あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。特定教育保育・施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 蓼田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓼田 輝幸君） はい。それでは議案第59号について説明させていただきます。3ページをお願いいたします。新旧対照表にて説明させていただきますが、内容及び手続の説明及び同意第5条第2項第2号において記録媒体名を挙げて記載の部分につきまして、電磁的記録媒体括弧電磁的記録に係る記録媒体を言うとき置き換え揭示等第23条の文末に特定教育・保育施設の規定等について施設の選択に資すると認められる重要事項について、インターネット等の電気通信回線を活用して閲覧できるようにすることを定めた一文を追加するものでございます。2ページをお願いいたします。附則でございまして。この条例は令和6年4月1日から施行する。以上説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第59号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第15、議案第60号あさぎり町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及びあさぎり町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第60号あさぎり町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及びあさぎり町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い本条例

の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 蓼田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓼田 輝幸君） はい。それでは議案第60号について説明をさせていただきます。まず生活福祉課所管分の条例改正について説明をさせていただきます。3ページをお願いいたします。新旧対照表にて説明をさせていただきますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律において退去等命令の条文追加があったことによるもので、あさぎり町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の定義第2条第1項第5号において現行の第2条第1項第5号中の第10条第1項の後にまたは第10条の2を追加しまして、条文の最後に「を受けた児童」の文言を加えるものでございます。2ページをお願いいたします。附則でございます。この条例は令和6年4月1日から施行する。以上、生活福祉課所管分の条例改正について説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） それでは引き続きまして建設課所管でありますあさぎり町営住宅管理条例の一部改正につきまして、4ページの新旧対照表をお願いします。第7条の同居の例外に関する規定におきまして第8号で配偶者からの暴力を受けた者の規定になりますが、ロの条文中法第10条第1項につきまして現行では、接近禁止命令と退去等命令を指しておりますが保護命令制度の充実によりまして、退去等命令の規定に関しまして第10条の2として設けられましたので引用する条文を改めるものです。2ページをお願いします。附則としましてこの条例は令和6年4月1日から施行することとしております。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第60号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第16、議案第61号あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第61号あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。第9期介護保険事業計画期間における所得段階別保険料額の改定及び介護保険法施行令等の一部改正による所得段階の多段階化に伴い本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） それでは議案第61号について御説明いたします。今回の改正は、介護保険法施行令等の一部改正に伴い第9期介護保険事業計画期間中の保険料率の改定及び所得

段階の新設を行うものでございます。新旧対照表で御説明いたします。4ページをお願いいたします。今回の改正に当たりましては、新たな介護保険事業計画で定める今後3年、3年間で見込まれる介護給付費などから65歳以上の第1号被保険者が負担する部分を算出したものでございます。第2条で令和6年度から8年度までの保険料率をこれまでの9段階から第1号から第13号までの13段階とし、各段階の保険料額を改定するものでございます。第5号に上げております第5段階7万4,400円月額で6,200円が今回改正後の基準額となるものでございます。3ページをお願いいたします。附則 施行期日 第1項 この条例は、令和6年4月1日から施行し、経過措置としまして、第2項改正後のあさぎり町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりました。本日は、議案第61号は説明までとし、質疑は当初予算の説明及び質疑のときに合わせて行います。

◎議長（森岡 勉君） 日程第17、議案第62号あさぎり町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第62号あさぎり町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴い本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） それでは議案第62号について御説明いたします。今回の条例改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴いまして、関係する4つの条例の一部改正を行うものでございます。改正の主な点について新旧対照表で御説明いたします。33ページをお願いいたします。33ページから77ページまでが、第1条関係としてあさぎり町が指定します地域密着型介護サービスに関する条例の改正でございまして、35ページ第8条で管理者の責務及び兼務範囲の明確化として、同一敷地内にある部分が削除となっております。次に36ページ第25条第1項第8号以降で身体的拘束等の適正化の推進が規定され、次に37ページ第35条第3項で運営規程の概要等である重要事項のウェブサイトへの掲載が追加となり、次に57ページ第126条第2項以下で協力医療機関との連携体制の構築が規定されております。78ページ以降が第2条から第4条関係となりますが、主に第1条関係と同様の改正がなされるものでございます。31ページをお願いいたします。附則 施行期日 第1項 この条例は令和6年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は令和7年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第６２号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第６２号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第１８、議案第６３号あさぎり町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第６３号あさぎり町下水道条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。下水道法施行令の一部改正に伴い本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは議案第６３号について説明をさせていただきます。今回の改正につきましては、下水道法施行令が改正され特定事業場からの下水の排水基準が強化されたことに伴いまして本条例の一部を改正するものでございます。３ページをお願いいたします。新旧対照表にて説明をさせていただきます。左側第２２条第５号の下線で示しております部分０．５ミリグラムの部分を右側０．２ミリグラムに改正するものとなります。また同条第４３号の最後の行、大腸菌群数の部分を大腸菌数と改正をするものです。２ページをお願いいたします。附則で、この条例は令和６年４月１日から施行することとし第４３号の改正につきましては、令和７年４月１日の施行としております。説明は以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第６３号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第６３号は原案のとおり可決されました。日程第１９、議案第６４号あさぎり町水道事業給水条例及びあさぎり町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第６４号あさぎり町水道事業給水条例及びあさぎり町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。水道法の一部改正に伴い本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） それでは議案第６４号について説明をさせていただきます。今

回の改正につきましては、水道法の改正により現在水道整備管理行政を所管する厚生労働省から社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力、知見を有する国土交通省への移管が行われるとともに水質基準の策定等に関して現行の所管省である厚生労働省から環境省への移管が行われるため関係条例の一部改正を行うものとなっております。またインボイス制度が令和5年10月から開始されておりますが、正確な消費税申告事務を行うためあわせて所要の改正を行うものです。3ページをお願いいたします。新旧対表表にて説明をさせていただきます。まず第1条、あさぎり町水道事業給水条例の改正についてとなります。左側 第5条第1項の厚生労働省の部分の右側 国土交通省令に。第33条第1項第1号10円部分を1円に。同項第2号10円未満の端数は四捨五入する部分を1円未満の端数は切り捨てると改正をするものです。また第38条第2項につきましては、4ページをお願いします。1行目、厚生労働省令の部分の国土交通省令とし、下から2行目、この限りではないをこの限りでないと改正するものです。次に第2条あさぎり町水道施設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の改正について説明をさせていただきます。5ページをお願いします。左側 第4条第6号の厚生労働大臣の部分の右側 国土交通大臣及び環境大臣と改正を行うものです。2ページをお願いします。1番下附則で、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。説明は以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第64号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第20、議案第65号あさぎり町下水道事業減債基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第65号あさぎり町下水道事業減債基金条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町下水道事業に公営企業法の全部を適用したことに伴い本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるもの求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは議案第65号について説明をさせていただきます。本条例の改正につきましては、令和2年に下水道事業に公営企業法を適用しておりますがその際に下水道事業会計と修正すべきところがそのままとなっておりますので今回改正を行うものでございます。3ページをお願いします。新旧対照表にて説明をさせていただきます。左側第2条及び第4条の下線の部分、下水道事業特別会計の部分の下水道事業会計に改正するものです。2ページをお願いします。附則としましてこの条例は公布の日から施行することとしております。説明は以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありま

せんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第66号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。失礼しました65号です。はい。これから議案第65号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。申し訳ございません。はい、起立多数です。したがって議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第21、議案第66号令和5年度あさぎり町一般会計補正予算（第10号）についての議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第66号令和5年度あさぎり町一般会計補正予算第10号について提案いたします。令和5年度あさぎり町の一般会計補正予算第10号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,968万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億3,000飛び77万6,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） 議案第66号について御説明申し上げます。2ページの続きを読み上げます。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条 繰越明許費の追加及び変更は第2表繰越明許費補正による。第3条 債務負担行為の追加及び変更は第3表債務負担行為補正による。第4条 地方債の変更は第4表地方債補正による。7ページをお願いします。第2表繰越明許費補正です。今回の補正で追加26件及び変更4件について、翌年度への繰越しをお願いするものです。内容につきましては、それぞれ担当課より説明いたします。次10ページをお願いいたします。第3表 債務負担行為補正です。今回の補正で追加3件及び変更1件につきまして債務負担行為の設定をお願いするものです。詳細につきましては担当課より説明いたします。次のページをお願いします。第4表 地方債補正です。起債の限度額を変更するものが8事業でございます。詳細につきましては担当課より説明いたします。次14ページをお願いいたします。歳入です。財政課所管分について御説明いたします。まず2枠目の目1 地方交付税の普通交付税につきましては、今回の補正の財源調整により追加するものです。次21ページをお願いいたします。1枠目の款21諸収入 項4雑入 目4雑入の1説明欄の1番上、市町村振興協会市町村交付金は宝くじ収益金の交付決定により追加するものでございます。同じく下から2番目市町村振興協会宝くじPR補助金は、インターネットを活用した宝くじ販売のPR事業に伴う補助金でございます。次24ページをお願いいたします。歳出です。目6財産管理費の節10需用費説明欄1番上の行の燃料費は公用車燃料費の支出見込みにより減額するものです。次の節11役務費 説明欄2行目の建物災害保険料は、第二庁舎の保険料の減額。次の行の公用車任意保険料は、年度途中の公用車の入替えによる任意保険料の減額です。次のページをお願いいたします。目14基金費ですが、説明欄の3行目公共施設整備基金積立金は、新規積立て及び基金利子その下の財政調整基金積立金は基金利子、2つ下の減債基金積立金は、新規積立て基金利子及び臨時

財政対策債償還基金費分として措置された交付税を積み立てるものです。以上で財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは総務課所管分の説明を申し上げます。7ページをお願いします。第2表 繰越明許費補正でございますが、追加番号6款2項1の第二庁舎建設関連事業でございますが、第二庁舎建設につきましては作業人員の確保が困難となり年度内での建設完了が見込めないため関連事業の繰越しを計上するものでございます。次に15ページをお願いします。歳入でございます。3枠目の目1総務費国庫補助金 節2防犯対策補助金の空き家対策事業補助金は令和5年度の事業実績によりまして減額補正するものでございます。次17ページをお願いします。1枠目最上段目1総務費国庫委託金 節1総務管理委託金の自衛官募集事務委託金は令和5年度の実績額が確定したことによりまして、減額補正するものでございます。次に18ページをお願いします。最上段目1総務費県補助金 節1総務管理費補助金の平成28年熊本地震復興基金交付金は、県から市町村に交付されるものです。次に19ページをお願いします。1枠目目6消防費県補助金 節1消防費補助金の球磨川水系防災減災ソフト対策事業補助金は、歳出で説明します。事業の実績見込みにより、減額補正するものでございます。その下の枠目1総務費県委託金 節4選挙費委託金の県議会議員一般選挙費委託金は、昨年4月の県議会議員選挙の実績により減額補正するものでございます。次21ページをお願いします。1枠目の目4、節1雑入の説明欄3行目の雇用保険個人負担金。その下職員健診個人負担金は、実績により減額補正するものでございます。その2つ下で県派遣職員住居借上負担金は、実績により増額補正するものでございます。その下派遣職員人件費は、人件費の確定により減額補正するものでございます。次に22ページをお願いします。目6消防債 節1消防施設整備事業債は事業実績により減額補正するものでございます。その下防災基盤整備事業債は事業実績見込みにより減額補正するものでございます。次に歳出を説明いたします。23ページをお願いいたします。まず今回の歳出補正では給与費について各科目の支給実績及び見込みにより補正を行っておりその総額は給与費明細に示すものでございます。このことは特別会計におきましても同様でございます。よって各科目及び特別会計での説明は省略させていただきます。後ほど各所管課において説明します報酬や時間外勤務手当、会計年度任用職員の給与費とあわせて今回補正の総額の補正後補正前の額は、後ほど説明します46ページからの給与費明細に示すものでございます。それでは1枠目の目1議会費から説明いたします。目1議会費では、支出確定または見込みによる不用額をそれぞれの科目において減額補正するものでございます。次に2枠目総務課所管分を説明いたします。目1一般管理費 節2の特別職給料は、副町長不在による減額補正でございます。次に節8普通旅費は令和6年能登半島地震被災地支援に係る旅費を増額補正するものでございます。その下節9交際費から次の24ページの節18研修費補助金までは、支出確定または見込みによる不用額を減額補正するものでございます。節18の2行目の派遣職員負担金は、人件費の確定により増額補正するものでございます。次に中ほどの目6財産管理費の節10需用費のガス代から節11役務費の電話料、2つ下の庁舎設備機械保険料、節12委託料の自家用電気工作物保安管理委託料から節13の電話機リース料につきましては、年度内での第二庁舎の竣工が見込めないことから第

二庁舎分として計上していたものを減額補正するものでございます。次に25ページをお願いします。枠の中ほど目12防犯対策費 節18老朽危険空き家除却促進事業補助金は事業実績により減額補正するものでございます。その下目14基金費 節24積立金の下から3行目防災基金積立金は、県から交付されます平成28年熊本地震復興基金交付金を基金として新しく積み立てるものでございます。次に28ページをお願いします。2枠目の目3県議会議員一般選挙費でありますが節1の報酬から次の29ページの上の枠節13の会場使用料までの各節におきまして実績による不用額を減額補正するものでございます。その下目4町長選挙費につきましても節1の報酬から節13の会場使用料までの各節におきまして実績による不用額を減額補正するものでございます。次に30ページをお願いします。上の枠目1監査委員費 節1報酬から節10食糧費までの各節におきまして、支出確定または見込みによる不用額を減額補正するものでございます。次に42ページをお願いします。4枠目の目1消防総務費 節18の上球磨消防組合負担金は確定額による不用額を減額補正するものでございます。その下目2非常備消防費 節1消防団員報酬費から節17備品購入費までは支出確定または見込みによる不用額を減額補正するものでございます。その下目4防災管理費 節1防災会議委員報酬から次の43ページ節17備品購入費までは支出確定または見込みによる不用額を減額補正するものでございます。次に給与費明細を説明申し上げます。46ページをお願いいたします。特別職におきましては、長等及びその他の特別職に係る報酬給料等を減額しており主に副町長不在によるものでございます。補正の総額並びに補正後及び補正前の額は、表の各表を各欄に示すとおりでございます。47ページをお願いします。ここでは一般職の会計年度任用職員以外の職員について、次の48ページここでは会計年度任用職員におきましても今回補正予算での給与費の補正の総額並びに補正後及び補正前の額は表の各欄に示すとおりでございます。49ページをお願いします。今回の給与費の補正の事由は全てその他の増減分に区分するものでございます。以上で総務課所管分についての説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 土肥会計管理者。

●会計管理者（土肥 克也君） 次に会計課所管分を御説明いたします。19ページをお願いいたします。歳入でございます。3枠目、目2利子及び配当金は、基金運用収益及びその配分の額の確定により次ページにかけての説明欄のとおり補正するものでございます。なお特別会計の国民健康保険財政調整基金、介護保険給付費等準備基金につきましても同様の理由で補正を行っておりますので申し添えさせていただきます。以上で会計課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） それでは企画政策課所管分について説明いたします。7ページをお願いいたします。繰越し明許費の追加です。番号1 事業名の地域脱炭素推進補助金事業は、事業ですが全国的に電源ケーブルが不足し調達が困難で、年度内の事業完了が難しく繰越しを行うものです。番号2 番号制度に関する総合行政システム改修事業ですが、関連する他のシステム改修の遅れに伴い年度内の完了が難しく繰越しを行うものです。番号3 戸籍附票システム改修事業、番号4 住民基本台帳システム改修事業は、令和5年11月末に国の補助金実施要領の一部が改正されその後補助金交付申請契約事務を行ったため、年度内のシステム改修の完了が見

込めないことから繰越しを行うものです。番号5 光ブロードバンド整備事業は、能登半島地震に対します支援対応等で人員が不足し、期間内の完了が見込めないため繰越しを行うものです。10ページをお願いいたします。債務負担行為の追加です。番号1 ホームページシステム保守業務は、ホームページの保守業務で令和5年度末で長期契約が完了いたします。年間を通し安定的な役務を提供する必要があるため1年間の再委託契約を行うため債務負担行為を行うものでございます。番号2 メール配信システム使用料は、令和5年度に導入いたしましたメール配信システムで年間を通し安定的な役務を提供する必要があることから債務負担行為を行うものです。14ページをお願いいたします。歳入です。4枠目、目1総務使用料 説明のテレワーク施設使用料ですが、コピー使用料について、テレワーク施設条例で定めを行っておりませんでしたので雑入での受入れとするため減額をするものです。15ページをお願いいたします。最下段の枠、目1総務費国庫補助金 節8地方創生臨時交付金は、低所得世帯支援事業分を減額するものでございます。18ページをお願いいたします。目1総務費県補助金、説明の二つ目 生活交通維持活性化総合交付金は、コミュニティー交通等の確保、維持事業に対し交付されるもので、燃料の高騰などの対策としまして増額分を受け入れるものでございます。その下特定地域づくり事業推進交付金は、あさぎり地域づくり協同組合の派遣職員を1名増員いたしましたので増員分の交付金を受け入れるものでございます。19ページをお願いいたします。3つ目の枠目1総務費県委託金 節1統計調査費委託金は説明の各統計調査に係ます県からの配分、事業の実績に伴いまして交付金を補正するものでございます。20ページをお願いいたします。2枠目、目1指定寄附金 説明のふるさと寄附金ですが、返礼品の取扱い基準などが見直されたことにより主力になる返礼品を見いだせなかったことで寄附が伸び悩み減額するものでございます。21ページをお願いいたします。1枠目、目4雑入 説明の上から2つ目くま川鉄道再生協議会派遣職員人件費負担金は、負担率の決定などにより減額をするものでございます。2枠目、目1総務債 説明の光基盤整備事業債は、事業者からの補助金交付申請に伴いまして減額をするものでございます。24ページをお願いいたします。次に歳出です。目3文書広報費 説明の時間外勤務手当は、業務見込みにより減額をするものでございます。目7企画振興費 節1報酬は、まちづくり審議会の開催見込みにより委員報酬を減額するものです。25ページをお願いいたします。引き続き目7企画振興費になります。節7報償費は、20周年記念事業開催時の出演実績に伴いまして減額をするものです。節8旅費は、関東ふるさと会が未開催でしたので減額をするものです。節10需用費 説明の消耗品、食糧費、印刷製本費は20周年記念事業実績により減額をするものです。節12委託料、説明のあさぎり町の歌編曲委託料、ステージ照明委託料は、20周年記念事業実績により減額するものでございます。2つ目の総合計画作成業務委託料は、業務内容の見直しを行いましたことによりまして減額をするものでございます。節18負担金補助及び交付金 説明のふるさと会運営費助成金は、関東ふるさと会の総会が未実施でしたので補助金を減額するものです。その下くま川鉄道経営安定化補助金は、施設整備事業費の確定によりまして補助金を増額するものです。その下くま川鉄道再生協議会負担金は、令和5年度の負担割合が確定いたしますので負担金を増額するものです。目14基金費 説明の1番上ふるさと基金積立金は、歳入でも説明いたしました寄附額が減収に伴いまして減額をするものです。その下まちづくり基金積立

金と中ほどまち・ひと・しごと創生推進基金積立金は基金利子、預金利子を補正するものでございます。２６ページをお願いいたします。節１５申し訳ありません目１５地域情報通信基盤整備事業費ですが、節１８負担金補助及び交付金 説明の光ブロードバンドサービス整備事業費補助金は、申請がありましたものによって減額をするものでございます。目１７ふるさと寄附対策費 節７報償費 節１１役務費につきましては、寄附額の減収により必要な経費を減額するものです。節１２委託料 説明のふるさと寄附特産品発送業務申込み受付業務一括代行業務ワンストップ特例申請受付業務につきましては、寄附額が減収により必要な経費を減額するものです。上から４つ目企業版ふるさと寄附総合支援業務委託料は、寄附金の実績見込みにより増額をするものでございます。目１８地方創生費 説明の食糧費は、実績に伴いまして減額をするものです。目１９地域おこし協力隊費 節１２委託料 説明の地域おこし協力隊活動支援業務委託料は、テレワーク施設のオープンが遅れたことにより減額をするものです。目２０総合戦略費 説明の普通旅費は、実績見込みにより減額をするものでございます。目２２デジタル推進費 節１報酬は、推進会議の開催見込みにより減額をするものです。２７ページをお願いいたします。目２２デジタル推進費の続きになります。節７報償費は、説明の両講師謝金につきまして実績に伴い減額をするものです。節８旅費 説明の費用弁償は推進会議の開催見込みにより減額し、普通旅費につきましても実績見込みにより減額をするものです。節１０需用費は実績に伴い減額をするものです。節１４工事請負費は、実績、事業実績に伴い減額をするものです。目２４テレワーク施設運営費は、歳入で説明いたしましたコピー使用料分の財源更正となります。２９ページをお願いいたします。２枠目、目２学校基本調査費 目４農林業センサス費 目６国税調査準備経費は、交付金の配分決定により財源更正をするものです。目５住宅土地統計調査費 節１報酬の調査委員等報酬、節３職員手当等の時間外勤務手当は、事業実績に伴いまして減額をするものです。以上で、企画政策課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之君） それでは税務課所管分について説明いたします。１４ページをお願いいたします。歳入になります。１枠目、目１固定資産税 節２滞納繰越分の減額補正になります。収入見込額が当初予算額よりも減収見込みとなるため計上したものにになります。２７ページをお願いいたします。次に歳出になります。２枠目、目１税務総務費 節１２委託料の増額補正になります。固定資産家屋評価業務委託料の分になります。当初評価件数を６４件としておりましたが実績見込みで７７件となるため増額するものです。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 説明の途中でございますけれどもここで１０分間休憩いたします。

（休憩）午後 ２時２６分

（再開）午後 ２時３５分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（森岡 勉君） 次に中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次君） 町民課所管分を御説明いたします。14ページをお願いいたします。

5 枠目、目1 総務手数料 節3 住民登録関係手数料と節4 印鑑証明手数料は実績見込みにより減額するものです。2 段目、目3 衛生手数料 節1 衛生手数料は、犬登録と狂犬病予防注射実績見込みにより減額するものです。次のページをお願いいたします。3 枠目、目1 総務費国庫補助金 節1 戸籍住民基本台帳費補助金は、マイナンバーカード対応記帳台導入に伴う実績により減額するものです。17ページをお願いいたします。1 枠目、目1 総務費国庫委託金 節2 戸籍住民基本台帳費委託金は、外国人の転出入に関する事務委託金実績見込みにより減額するものです。2 段目、目2 民生費国庫委託金 節2 国民年金事務委託金は、実績見込みにより減額するものです。次は歳出です。28ページをお願いいたします。1 枠目、目1 戸籍住民基本台帳費 節1 2 委託料の住基ネットバージョンアップ支援委託料は、増設予定分の住基ネットが設置できなかったことと今年度の住基ネットバージョンアップが完了したため減額するものです。その下戸籍情報正副一致確認作業委託は実績により減額するものです。節1 3 使用料及び賃借料は戸籍システムと住基ネットリースの実績により減額するものです。節1 7 備品購入費は、マイナンバーカード対応記帳台導入に伴う実績により減額するものです。34ページをお願いいたします。最下段目3 環境保全費、次のページをお願いいたします。節1 0 需用費で環境美化監視員と廃棄物減量等推進員との懇親会は実績により減額するものです。節1 8 負担金補助及び交付金は、2 行目と3 行目になりますが資源有価物回収事業交付金の実績見込みによる減額と人吉球磨環境協議会負担金が支出不要となりましたので減額するものです。町民課所管分は、説明は以上です。

◎議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。それでは、生活福祉課所管分の補正予算につきまして説明をさせていただきます。7ページをお願いいたします。繰越明許費補正でございますが、生活福祉課所管分としましては番号8番9番10番11番12番13番、8ページになりますが14番15番についてが生活福祉課所管分となりますが翌年度に繰越しをするものでございます。11ページをお願いいたします。地方債補正でございます。生活福祉課所管分としましては、番号2番の出生祝い金事業でございますが、限度額900万を760万に補正するものでございます。15ページをお願いいたします。歳入でございます。国庫支出金となりますが、2 枠目、目1 節2 の障害者福祉費負担金の説明にある負担金につきましては、交付決定による減額となっております。節4 児童福祉総務費負担金の説明にある交付金及び負担金につきましては、実績見込み及び交付決定による減額。節5 児童手当事業費負担金は、交付申請額による減額となっております。16ページをお願いいたします。目2 節1 障害者福祉費補助金の説明 地域生活支援事業費事業補助金は、内示額による減額。障害者総合支援事業補助金は、システムの改修の補助金を増額補正するものでございます。その下節2 児童福祉総務費補助金の説明にある交付金及び補助金は、交付申請額による減額となっております。節5 低所得子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、実績見込みにより減額補正となります。17ページをお願いいたします。1 枠目、目2 節1 障害者福祉費委託金は、交付決定額による減額となっております。県支出金になりま

す。2 枠目、目 2 節 2 の障害者福祉費負担金、節 4 児童福祉総務費負担金、節 5 児童手当事業費負担金は、国庫支出金同様の理由により県の負担割合分を減額補正するものでございます。節 7 救護施設費負担金の説明 事務費負担金は支弁基準の設定額変更による増額補正。その下、保護費負担金は利用者の入院等により支給基準額が減少したことによる減額補正となっております。

1 8 ページをお願いいたします。目 2 節 1 説明の住まいの再建支援事業補助金は、令和 2 年 7 月豪雨災害の補助金を計上しておりましたが申請がなかったため減額するものでございます。節 3 障害者福祉費補助金の説明 重度心身障害者医療費助成事業費補助金は、交付申請額による減額となっております。その下、節 4 児童福祉費補助金の子供のための教育保育給付費地方単独費失礼しました地方単独費用補助金は、実績による増額。子ども子育て支援補助金と教育の質の向上のための研修支援事業費補助金は実績見込みによる減額補正となっております。節 5 子ども医療費助成事業費助成金の失礼しました補助金の乳幼児医療費補助金は、対象児童年齢引上げによる増額補正となっております。節 6 ひとり親家庭福祉費補助金は、ひとり親家庭等医療費補助金について交付申請額により増額補正となっております。節 7 低所得子育て世帯生活支援特別給付金は、国庫支出金同様の理由により県の負担割合分を減額補正するものでございます。2 1 ページをお願いいたします。1 枠目最上段目 1 節 1 説明の自己負担金は、年金受給される利用者の増により自己負担金を増額補正するものです。目 4 節 1 雑入の説明中ほど令和 4 年台風 1 4 号災害救助費負担金は、避難場運営に係る人件費と物資輸送費にかかった負担金を受け入れるものでございます。2 枠目、目 2 節 2 の出生祝い金事業債は、実績見込額による減額となっております。2 6 ページをお願いいたします。歳出となります。目 1 9 節 1 2 委託料の説明 地域おこし協力隊コーディネート業務委託料は、地域おこし協力隊の採用が 5 月からとなったため減額するものでございます。3 0 ページをお願いいたします。2 枠目上段の目 1 節 1 8 負担金補助及び交付金 説明のデマンド交通運行補助金は、混雑時等の賃層による 4 号車の運行が増加したことによる増加したことにより不足する補助金を増額補正するものでございます。3 1 ページをお願いいたします。目 4 節 1 1 役務費につきましては、実績による減額補正。節 1 2 委託料は、障害福祉サービスのシステムについて改修する必要があるため増額補正となっております。節 1 8 負担金補助及び交付金は、各事業の関係市町村の負担金につきまして実績により変更がございましたので増額補正となっております。節 1 9 扶助費の説明 福祉タクシー料金助成事業費は、実績による減額補正。身体障害者補装具給付事業費、障害者日常生活用具給付等事業費、障害介護給付費につきましては、実績見込みによる増額補正。療育介護医療費につきましては実績見込みによる減額補正となっております。目 8 低所得世帯支援事業費の財源更正につきましては事業費につきまして、国の支出金が年度内に全額いただけないために不足分を一般財源から立替えするものでございます。3 2 ページをお願いいたします。目 1 節 1 8 の負担金補助及び交付金の説明にあります負担金や補助金等につきましては、歳入でも説明しましたとおり実績見込み及び交付決定等による減額補正となっております。節 2 2 償還金利子及び割引料の説明にあります償還金につきましては、令和 3 年度事業に対する償還金。病後児保育事業につきましては令和 4 年度の実績により実績の精算による精算金を増額補正しております。目 2 節 1 9 説明の児童手当につきましては、交付申請額による減額補正となっております。目 3 子ども医療費

助成事業費、目4ひとり親家庭福祉費については、県の補助対象年齢引上げによりまして歳入額が増加したことによる財源更正を行い、ひとり親家庭福祉費の扶助費につきましては、見込額による不足分を増額補正しております。33ページをお願いいたします。1枠目、目6低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費につきましては、実績見込みによる減額補正となっております。2枠目、目1救護施設総務費及び目2救護施設事業費につきましては、実績見込みによる減額補正となっております。34ページをお願いいたします。1枠目、目1 節18 説明の住まいの再建支援事業補助金は、助成申請がなかったことによる減額補正となっております。以上、生活福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） それでは高齢福祉課所管分について説明いたします。7ページ第2表繰越明許費補正でございます。7番の介護サービス事業所等物価高騰対策支援金交付事業につきましては、本年度後半の第2回分の支援金について、3月末までの実績が必要となることから翌年度に繰り越すものでございます。10ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正でございます。3番の人吉球磨成年後見センター運営事業は、成年後見制度推進に関する業務を人吉球磨10市町村が人吉市社会福祉協議会へ委託するものでございます。15ページをお願いいたします。歳入です。2枠目、目1民生費国庫負担金 節1老人福祉費負担金 低所得者保険料軽減負担金は、補助金交付決定による増額でございます。負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1となっております。16ページをお願いいたします。上段の目2民生費国庫補助金 節3老人福祉費補助金 デジタル田園都市国家構想交付金につきましては、介護認定審査会新システム導入の入札による減額分でございます。2つ下の節8社会福祉費補助金 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金につきましては、人吉球磨成年後見センター運営委託に係る補助要綱の改正により一部の経費が補助対象とならないこととなり財源確保のため本事業を今回新規に申請したものでございます。17ページをお願いいたします。2枠目の目2民生費県負担金 節1老人福祉費負担金 説明の下段の低所得者保険料軽減負担金は、先ほどの国庫負担金同様、県負担金分の交付決定による増額でございます。18ページをお願いいたします。目2民生費県補助金 節2老人福祉費補助金 説明の上段の老人クラブ活動等事業費補助金は交付決定による減額。その下の権利擁護人材育成事業補助金は、先ほど説明しました人吉球磨成年後見センター運営委託に係る補助要綱の改正により一部の経費が補助対象となくなったため、その分を減額するものでございます。歳出に移ります。30ページをお願いいたします。下の枠目2老人福祉費 節7報償費 敬老祝い金、その下の節12委託料 敬老会式典業務委託料、その下の節18老人クラブ補助金につきましては本年度実績による減額でございます。その下のシルバーエイト負担金は、本年度負担額決定により不足額を追加するものでございます。節27繰出金 介護保険特別会計繰出金は、歳入で説明しました低所得者保険料軽減負担金の国県町負担金の交付決定額の増額分及び球磨郡介護認定審査システム導入の入札による減額分を補正するものでございます。その下の目3老人保護費 節19扶助費 老人施設入所措置費の減額は、当初月平均利用者を27人と見込んでおりましたが実績見込みにより19人となったことによる減額でございます。高齢福祉課所管分は以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは健康推進課所管分につきまして御説明いたします。8ページをお願いいたします。繰越明許費補正です。番号16事業名 医療機関等物価高騰対策支援金交付事業ですが、対象期間を2回に分けており2回目の期間が令和5年10月1日から令和6年3月31日までであり申請開始が令和6年4月以降となるため翌年度に繰り越す必要があるためお願いするものです。15ページをお願いいたします。はい歳入です。2枠目の目1民生費国庫負担金 節3国民健康保険事務費負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金は見込額により、目2の衛生費国庫負担金 目1保健衛生費負担金の新型コロナワクチン接種対策費負担金は、接種者数の交付されるもので実績見込みによりそれぞれ減額するものです。16ページをお願いいたします。目3衛生費国庫補助金 節2衛生費国庫補助金の感染症予防事業費等補助金は風疹5期のに係るもので実績見込額により減額し、新型コロナウイルス接種体制確保事業費補助金は、接種にかかる費用分として交付される補助金で交付決定額により増額するものです。17ページをお願いいたします。2枠目の目2民生費県負担金 節1老人福祉費負担金の後期高齢者分保険基盤安定拠出金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するもので県が4分の3を負担することになっており、交付見込額により減額するものです。節3国民健康保険事務費負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金は、保険料軽減や保険者支援分、未就学児均等割保険料分でそれぞれ見込額により減額するものです。18ページをお願いいたします。目3衛生費県補助金 節1保健衛生費補助金の風疹予防接種助成事業補助金は、妊婦の方や妊娠を希望される方とその家族への抗体検査や接種に係る補助金で実績見込みにより、その下の少子化対策総合交付金は一般の不妊治療や妊娠の歯科検診への補助金でこちらも実績見込みによりそれぞれ減額するものです。20ページをお願いいたします。4枠目の目1特別会計繰入金 節1国民健康保険特別会計繰入金は、健幸運動教室事業で国民健康保険の被保険者に係る分について繰入れするものです。実績見込みにより増額するものとなります。21ページをお願いいたします。1枠目の目2衛生費納付金 節1保健衛生費徴収金の新型コロナワクチン接種負担金は、あさぎり町外の方が町の集団接種で接種を受けた場合に所在地の市町村から負担金を受け入れるもので実績見込みにより減額するものです。26ページをお願いいたします。こちらから歳出となります。目19地域おこし協力隊費 節8旅費の費用弁償は、協力隊員の旅費で実績見込みにより減額するものです。30ページをお願いいたします。2枠目の目2老人福祉費 節27繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金は、保険基盤安定負担金の低所得者等の保険料軽減として繰り出すものが主なもので見込額により減額するものです。31ページをお願いいたします。目6国民健康保険事務費 節27繰出金の国民健康保険特別会計繰出金は、保険基盤安定繰出金と未就学児均等割保険料繰出金、その他一般会計繰出金が減額で財政安定化支援事業繰出金と出産育児一時金繰出金は増額となりトータルでは減額となります。これも実績見込み額により減額するものです。34ページをお願いいたします。2枠目の目1保健衛生総務費 節1報酬と節4共済費の社会保険料と会計年度任用職員地方公務員共済負担金、節8旅費の費用弁償の減額は、募集に対して応募がなかった助産師1名分の4か月分を減額するものです。節10需用費の消耗品費は、新型コロナウイルスが感染症法5類となったためコロナの検査キットの検査数が減りましたので追加購入が必

要となくなったため不用額を減額するものです。節18負担金補助及び交付金の病院事業負担金は実績見込額により増額で、熊本県僻地医療自治体病院開設者協議会負担金は不用額として減額するものです。35ページをお願いいたします。目5母子保健事業費 節7報償費の乳幼児健診時謝金は、健診時で保育士の支援分として計上していましたが保育士の確保ができなかったため不用額を減額するものです。節10需用費の印刷製本費は不用額の減額となります。節12委託料の健康診査委託料は実績見込額により減額、節18負担金補助及び交付金の不妊治療費費助成金も実績見込みにより減額するものです。目6予防接種事業費 節1報酬の会計年度任用職員は、報酬は、コロナワクチン接種時分の実績により減額し、医師報酬は接種時間の短縮により減額するものです。節3職員手当等の時間外勤務手当は不用額分を減額するものです。節8旅費の費用弁償は、会計年度任用職員の通勤手当と医師の費用弁償分の減額です。節10需用費の消耗品費と印刷製本費は不用額の減額とに減額するものです。節11役務費の郵送料は、コロナワクチン接種の希望調査を予定していましたがQRコード申込みに変更したことにより不用額を減額するものです。節12の委託料の個別接種医療機関委託料と接種事務委託料は、医療機関での個別接種が少なかったため不用額を減額するもので健康管理システム改修委託料は子宮頸がんワクチン接種記録のシステム改修を予定していましたが国の要綱制定が遅れたため、令和6年度に実施することとなったため減額するものです。シャトルバス運行委託料と集団接種医療機関委託料はコロナワクチン接種の実績により減額するものです。節13使用料及び賃借料の電算機器使用料も実績により減額となります。36ページをお願いいたします。節22償還金利子及び割引料の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金は令和4年度の実績より返還金の増額をお願いするものです。目8スマートウェルネスシティ事業費の節8旅費の普通旅費は不用額を減額するものとなります。以上で健康推進課所管の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 農業委員会 橋本事務局長。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） はいそれでは農業委員会所管分について歳入から説明いたします。18ページをお願いします。目の最下段目4農林水産事業費県補助金 節1農業委員会費補助金は、各補助金の当初予算額に対しまして交付決定額の増減により補正するものです。各補助金は管理事務費として主に農業委員及び会計年度任用職員の報酬等の人件費に充てております。説明の欄1行目 農業委員会交付金は、農業委員の手当、職員設置費の実支出額等に基づき算定されるもので増額補正するものです。2行目 機構集積支援事業補助金は、農地の利用状況調査、農地の権利移動等の状況把握等に係る費用、農業委員の資質向上のための活動費などを勘案し算定するもので増額補正するものです。3行目 農地利用最適化交付金は、農業委員の農地利用最適化に向けた活動実績、成果実績に基づきまして算定するもので減額補正するものです。あわせて歳出の農業委員報酬の能率給も減額します。20ページをお願いします。5枠目、目2農林水産費受託事業収入 節1農業委員会費受託事業収入 農業者年金受託事業収入は、前年度の新規加入者数や事務手続に係る事務量により算定されるもので増額補正するものです。次に歳出について説明いたします。36ページをお願いします。職員の人件費に係る分を説明を省略させていただきます。2枠目、目1農業委員会費の節1報酬は農業委員の農地利用最適化に向けた活動実績、成果実績により交付される農地利用最適化交付金の減額により委員報酬の能率給分を

減額するものです。節 8 旅費は、委員の管外研修としまして関東方面で実施した研修への不参加者分のを減額するものです。その下節 10 需用費の食糧費は会議等の中止による減額になります。2 段目、目 2 農業者年金事務受託事業費 節 10 需用費の印刷製本費は、農業委員会だよりと封筒作成に係る入札残を減額するものです。38 ページをお願いします。下から 2 段目、目 2 農地中間管理事業費 節 3 職員手当等は時間外手当を、節 8 旅費は、会計年度任用職員の通勤手当の不用額を減額するものです。以上で農業委員会所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。それでは農林振興課所管分について説明を申し上げます。8 ページをお願いいたします。繰越明許費補正の番号の 17 団体営農業農村整備事業につきまして、清水地区排水路改修工事を行っておりますが主要資材の調達の遅れまた齊堂地区鍋塚放水路等改修事業につきましては、排水路断面の決定協議の遅れから用地買収におきまして年度内完了ができないことから繰越しをお願いするものです。次の番号 18 公有林整備事業になります。県の清願寺ダムしゅんせつ工事に係る林道占用が長引いたことや路網開設機材の故障による遅れから予定されていた事業が年度内に見込めないため繰越しをお願いするものです。次に番号の 25 農地等災害復旧事業になります。皆越地区災害復旧工法の決定に際し、農政局及び財務局との協議に時間を要したため本補正予算での工事費の増額とともに繰越しをお願いするものです。次のページをお願いいたします。変更における番号の 1 林道施設災害復旧事業になります。前回 12 月補正におきまして令和 5 年 7 月豪雨災分の 3 路線 3 か所分の計上をさせていただきました。また令和 4 年災台風 14 号で被災した 16 件について、年度計画を立てて復旧をしておりますが本年度予算措置分 7 件のうち 6 件について現場状況も悪くまた資材運搬道路の補修等を行いながらなど期間を要したため、変更して繰越しをお願いするものです。次に 14 ページをお願いいたします。歳入になります。3 段目の枠目 1 農林水産事業費分担金 節 1 農地災害復旧費分担金は、1 か所の廃耕に伴う減額。次の節 2 林業費分担金につきましては実績に基づくものとなります。次のページをお願いいたします。上段の枠目 4 農林水産手数料の農業振興地域証明手数料は実績に応じて減額をするものです。次のページをお願いいたします。下段の目 7 災害復旧費補助金 節 1 農林水産施設災害復旧費補助金は、歳出における皆越地区災害復旧事業について増額をした上での繰越しとなりますが、それ以外の 5 件分の交付決定により減額をするものです。18 ページをお願いいたします。下段の目 4 農林水産事業費県補助金 節 2 農業費補助金の中山間地域等直接支払制度推進事業費補助金及び中山間地域等直接支払交付金、また農業次世代人材投資事業補助金、次の多面的機能支払制度推進事業費補助金と多面的機能支払交付金、次のページをお願いいたします。最上段の水田産地化総合推進事業費補助金。さらに次の経営開始資金事業補助金は、いずれも交付決定に基づく減額ということになります。次の土地改良区決済金等支援補助金につきましては、本年度から始まった国の畑地化支援事業に伴い生じる土地改良区に支払う除外決済金が支援されるものとなります。またその下がまだす里モン支援事業補助金は、あさぎり豪農's フェスタへの支援金を受け入れるものです。20 ページをお願いいたします。3 段目の枠目 9 林業振興基金繰入金は、1 件の事業者から申請があったものに対し繰入れを行うものです。次のページをお願いいたします。上段の枠目 4 雑入の下から 3 段目薬草加工所光熱水費につきまし

ては実績に基づき減額をするものです。次に下段の枠目 3 農林水産業債 節 1 の農業施設除却事業債また節 2 川辺川土地改良事業債は、いずれも実績に基づき減額をするものです。25 ページをお願いいたします。歳出になります。最下段の目 1 4 基金費 節 2 4 基金積立金の最下段林業振興基金及び森林環境譲与税基金積立金は、会計課長から説明がありました債券運用益を積み立てるものとなります。36 ページをお願いいたします。最下段の目 3 農業総務費になります。なお歳出におけるこれ以降各費目の節 1 報酬、節 3 職員手当の時間外手当それから節 7 報償費、節 8 旅費、節 10 需用費等につきましては、いずれも実績に基づく減額分ということで説明を省略させていただきます。次のページをお願いいたします。目 4 農業振興費の節 1 8 負担金補助及び交付金の農業振興事業補助金は、農業後継者育成支援金の実績に基づく減額。また農業次世代人材投資事業補助金及び経営開始資金事業費補助金につきましては、交付決定に基づく減額ということになります。次のページをお願いいたします。目 8 水田農業確立対策事業費の節 1 8 負担金補助及び交付金の需要適合生産推進事業補助金につきましては、交付決定に基づくもの。また土地改良区決済金支援等支援補助金につきましては、歳入で説明をいたしました対象者 33 名の分の土地改良区へ支出するものです。次の目 9 農業施設管理費の節 1 4 工事請負費につきましては、入札残及び深田畜産センター分を減額するものです。次のページをお願いいたします。目 1 3 中山間地域等直接支払事業費につきまして節 1 8 負担金補助及び交付金は交付決定に合わせ国県分を合わせた 4 分の 3 と町負担分を減額するものです。それから次の目 1 4 多面的機能支払制度事業につきまして、節 1 8 負担金補助及び交付金につきましても、交付決定に合わせ主に資源向上長寿命化の取組におきまして、国・県それから町を合わせたものを減額するものです。次の目 1 6 農地費 節 1 2 委託料は、契約残額等の減額ということになります。次のページをお願いいたします。目 2 林業振興費における節 1 8 負担金補助及び交付金の林業振興機械等整備事業補助金は、林業振興基金を活用した事業でタモギ茸における菌床製造機械の導入に係る 1 事業者の方への補助金ということになります。また目 5 鳥獣被害防止事業費の節 1 8 負担金補助及び交付金につきましては、鹿の捕獲など実績に応じて増額をお願いするものです。45 ページをお願いいたします。上段の枠目 1 農地等災害復旧費 節 1 2 委託料は、契約残額による減額分ということになります。また節 1 4 工事請負費につきましては、歳入で説明をいたしました皆越地区災害復旧事業ですが工法の変更による増額と節 1 6 につきましては用地買収の必要があるため増額及び追加をお願いするものです。また目 2 林道施設災害復旧費における節 1 4 工事請負費につきましては、委託料は入札残の減額ということになります。以上で農林振興課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。それでは商工観光課所管につきまして説明を申し上げます。25 ページ歳出になります。目 1 4 基金費 積立金の説明欄 5 段目産業活性化基金積立金につきまして、金額につきましては歳入で減額しました基金運用に伴う減額になります。はい続きまして 41 ページになります。1 枠目、目 1 節 7 報償費 官民連携専門家派遣事業講師謝金につきましては、P F I 導入可能性調査におきまして対応できたことによる減額になります。節 1 8 負担金補助及び交付金 地域イベント等補助金のつきましては笑祭にかかった費用の確定精算に

よる減額になります。2 枠目節 1 8 負担金補助及び交付金白髪岳を守る山の会助成金はコロナ禍等により活動を自粛されたことによる減額でございます。その下県スクラムチャレンジ推進負担金は事業実績による減額となります。以上で商工観光課所管分についての説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 建設課所管分につきまして説明いたします。8 ページをお願いします。繰越明許費の追加でございます。1 9 番の町道維持補修事業、2 0 番の河川しゅんせつ事業、2 1 番の河川改修事業それから 2 6 番の公共土木施設災害復旧事業につきまして資機材の調達の遅れや災害復旧の影響で工事発注に遅れが生じていることなどで年度内の完了が見込めないということで繰り越すものでございます。次の 9 ページをお願いします。繰越明許費の変更でございますが、2 番の法面改良事業、3 番の道路改良事業につきまして、災害の影響や電柱の移転に期間を要したことで工事の進捗に遅れが生じており年度内の完了が見込めないこと。それから 4 番の歩道整備事業につきまして支障物件の年度内の移転が困難なことからそれぞれ繰越相当額を増額とするものです。1 6 ページをお願いします。歳入でございますが、目 5 土木費国庫補助金 節 1 土木管理費補助金につきましては、耐震化支援事業の補助金になりますが事業への申請実績により減額とするものです。節 3 住宅費補助金につきましては、公営住宅の改修工事に対する補助金でありまして交付実績により減額とするものです。目 7 災害復旧費補助金 節 2 公共土木施設災害復旧費補助金につきましては、皆越線の災害復旧を取りやめることで減額とするものです。次の 1 7 ページをお願いします。目 3 土木国庫委託金 節 1 土木管理委託金につきましては、球磨川の樋門管理委託金の実績により減額となるものです。1 9 ページをお願いします。目 5 土木費県補助金 節 1 土木管理費補助金につきましては、耐震化支援事業の実績によりまして国庫補助金と同様に減額とするものです。2 枠目の目 2 農林水産事業費県委託金 節 1 農業費委託金の清願寺ダム管理委託金につきましては、ダムの維持管理費用で実績により増額となるものです。2 1 ページをお願いします。目 4 雑入で下から 4 行目の公営住宅火災共済機構住宅防火補助金につきましては、町営住宅の火災警報器の更新に対する補助金であります但補助限度額の取扱いが変更されたことで減額となるものです。2 つ下の最後の行で公共土木施設災害復旧費補助金につきましては、令和 5 年度までに行いました測量設計などに対しましての補助金を過年度分として受け入れるものです。2 枠目の目 3 農林水産業債 節 3 農村地域防災減災事業債につきましては、清願寺ダム防災事業の負担金に充てるものですが事業の実績見込みにより減額とするものです。次の 2 2 ページをお願いします。目 8 災害復旧債 節 1 公共土木施設災害復旧事業債につきましては、皆越線の災害復旧を取りやめることで減額となるものです。3 9 ページをお願いします。歳出でございますが目 1 8 清願寺ダム管理費 節 1 8 負担金補助及び交付金の清願寺ダム防災事業負担金につきましては事業実績により減額とするもので、次の清願寺ダム農地等災害復旧事業負担金につきましては、令和 5 年の災害復旧事業分が追加となりまして増額とするものです。4 1 ページをお願いします。3 枠目の目 1 土木総務費 節 1 8 負担金補助及び交付金につきましては、耐震化支援事業の申請実績により減額とするものです。次の 4 2 ページをお願いします。2 枠目の目 1 河川総務費につきましては、球磨川の樋門管理の実績によりまして節 1 0 需用費、節 1 1 役務費、節 1 2 委託料をそれぞれ減額とするものです。4 5 ページをお願いします。2 枠目

の目1 公共土木施設災害復旧費 節1 2 委託料につきましては、災害復旧に係る測量設計費で入札残により不用額を減額するものです。節1 4 工事請負費につきましては、皆越線の災害復旧を取りやめることで減額とするものですが皆越地区におきまして災害復旧を進める中で通行確保のために実施時期の調整を行いまして先送りとするものでございます。以上で建設課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは上下水道課所管分について説明をさせていただきます。16ページをお願いします。歳入になります。目の2 枠目、目3 衛生費国庫補助金 節1 保健衛生費補助金 浄化槽設置交付金は実績により減額を行うものです。次に18ページをお願いします。3 枠目、目3 衛生費県補助金 節1 保健衛生費補助金 浄化槽設置事業費補助金は国庫補助金同様実績により減額を行うものです。次に歳出になります。34ページをお願いします。下の枠目の最下段目3 環境保全費、35ページをお願いします。節の2 つ目節1 8 負担金補助及び交付金 浄化槽設置整備事業事業補助金は、交付実績により減額をするものです。以上で上下水道課所管分についての説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） それでは教育課所管分を御説明いたします。8ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費補正です。番号22のスクールバス車両購入事業は、自動車部品の供給不足等によりまして生産の遅れが生じ年度内の納車が見込めないために繰り越すものです。番号23の高山運動公園敷地所有権移転登記事業は、相続人件数が多数であり登記が年度内に完了しない可能性があるために繰り越すものです。番号24の学校給食センター配送車両購入事業は、スクールバス同様生産の遅れにより年度内の納車が見込めないため繰り越すものです。10ページをお願いいたします。第3表 債務負担行為補正です。2 枠目の変更になります。学校無線LAN機器賃借につきましては、あさぎり中学校長寿命化改修工事に伴い新設しました相談室に追加で機器の設置が必要となったため限度額の変更をするものです。43ページをお願いいたします。歳出になります。2 枠目、目3 教育振興費 節2 4 積立金と節2 7 繰出金は実績により増減するものです。3 枠目、目3 文化財保護費 節1 8 負担金補助及び交付金 文化財修理費補助金は、深田阿蘇神社本殿覆屋修復に伴います補助金を所有者から計画変更と補助金の辞退が提出されましたので減額するものです。目4 文化ホール運営費 節1 2 委託料 施設管理業務委託料は、文化ホールの管理業務に伴います時間外手当の実績による増額です。次のページをお願いいたします。1 枠目、目6 生涯学習センター事業費 節1 0 需用費 電気料は実績による減額となります。目1 保健体育総務費 節1 報酬と節8 旅費は、小学校児童社会体育検討委員会、スポーツ推進委員会の会議研修等の実績による減額です。目2 体育施設費 節1 報酬と節8 旅費は、B & G海洋センター会計年度任用職員の報酬実績、通勤手当の実績によるものです。節1 8 負担金補助及び交付金 地域海洋センター連絡協議会負担金は、協議会におきまして負担金を徴収しない議決があったため減額をするものです。以上で教育課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 説明漏れはございませんか。はい。

◎議長（森岡 勉君） 会議の途中ですけれどもここで10分間休憩いたします。

(休憩) 午後 3時30分

(再開) 午後 3時41分

◎議長(森岡 勉君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長(森岡 勉君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ございませんか。13番、溝口議員。

○議員(13番 溝口 峰男君) 1点だけ。30ページのデマンドについてちょっとお伺いしますが今回の補正の金額は4万3,000円。確認したいんですが理由が2つありました、この補正の理由はですね。基本的にデマンドは3台の車を1日2万円を基本的に借り上げて運行されているということであります。それを計算した時に5年度については250万が別途必要になるわけですが、基本的には1,464万が基本ですね。250万が別途支払いをされるわけでこれの仕組みですね。250万の積算根拠というか。どのようにしてこの250万というのが出てくるのかということと利用時間帯を考えた時に午前中が多いのか午後が多いのか。そこを御説明頂きたいと思いますが。

◎議長(森岡 勉君) 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長(蓑田 輝幸君) はい。デマンド交通につきましては、現在3台については委託料という形補助金という形で支出をしているところでございますが、デマンド交通のに従事する運転手の方ですね休憩時間や混雑時につきましては3台で動かすことが困難な時がございます。そのような時に4台目のタクシーを動かしていただくことになっておりまして、その4台目につきましては従来、従来というかタクシーの賃走によりまして動いていただいているところでございます。利用者の方につきましては300円で利用ができるようになっていところでございますが、その4台目が動いた分につきましては残りの300円を引いた残りの料金については生活福祉課のほうに全額請求が来るという形になっております。デマンドの動く時間帯、多く動く時間帯につきましては、9時、10時と昼からの1時、2時が多く動いているということで報告を受けているところでございます。以上です。

◎議長(森岡 勉君) 13番、溝口議員。

○議員(13番 溝口 峰男君) はい。その仕組みは分かりました。乗ったお客さんが町内降りたら2,000円かかった分は300円で1,700円は別個町に請求されるということですね。それはどなたが乗ったってというようなあれは分かるようになってるんですか。確認は、もうタクシー会社を信用してってというか、請求書の中にはそういうのが明細がついてるんですか。それと1点。今年度令和5年度8,513人という説明がありました。申し上げたように250万。ここが町長の方針にもあったようにデマンド利用をたくさんですね利用していただきたいという思いがとおりだそうでございますが、そうなりますとこの基本料金、今年令和5年度は250万、ここがこれが300万あるいは350万ってなってくる可能性もあるわけですがそうなった時には車1台借り上げたほうが特になる人数というのもし出てくるんじゃないのかな。その辺はシミュレ

ーションはされているのでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい、議員言われるようにですねその賃料で走る部分の運行が増えてくるとですね、補助で動かしてる3台分のその料金よりも増えるようなことも考えられるわけですけども、その辺につきましては、その補助で出している部分と賃料で走ってる部分のですね、どれぐらいの利用があった時にはこの今補助を出しているほうが得になるかという、そういう比較はですね、生活福祉課のほうで現在行っておりますのでその辺を見ながらですね今後考えていかなければならないものと思っております。

◎議長（森岡 勉君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい2点お尋ねをいたします。25ページになりますが基金費。この付近は1、2回ちょっと発言をした記憶がありますが、今回基金費の中でですね公共施設整備基金積立2億、これ減債基金が2億2,800万。利子等の財産収入を除いたところの部分この2億2億の数字は俗に言う繰越見込みとか剰余金等を当てた積立金というふうにこれまでのいろんな議論の中でそういうことだろうというふうに理解しておりますが、方法が私としてもですねいい形だと思っておりますが、これまた別件なんですけども、これまたこの後の別の議案で出てきますが前期基本計画の中でのですね134ページに財調から特目基金へ積み替えをしますというように基本計画にうたっているんですね。財調から特目基金積み替え。これはまたちょっともう2年ほど前の話としてですね、財調から特目基金の積み替えなくて特目基金は今回のようにですね、財政の余裕と申しますかそれがあったときこういった積み立てる形。財調取崩して特目基金に積み替えるのはちょっと疑問だなという、これはもう2年ほど前の議論と一緒に話なんですけどもここからここで申し上げたいのは今回の補正で上げていただくこういった手法で、ずっといいんじゃないか、余裕がないときには無理して積立ててもそれ一緒の話ですから。もう基金余裕があるときに積み立てるべき話であってというのが基本的な考えであったほうがいいんじゃないかなと思っておりますが、その前期基本計画の件はですねまた次のときの議案議題の時の話で結構なんですけど、今回のこの積立てを今回の補正で積立てをやるというこの形で今後も行かれるということをこの場で申し上げていただくわけにはいかないのかなというのが一つです。もう1点。7ページに今回かなり明許繰越ございます。この話もちょうと前したかもしれませんが、今回ざっと計算しただけでも今年度11億を超える繰越明許費がありますね。そして今回の補正予算最終年度の最終の中でざっと3億幾らの減額補正実質ですね、先ほど言った積立金を除く除いたところでは3億数千万円の減額。で結果的にこうなることは仕方ないにしてもですね、繰越明許費をこれだけハードがハード面がほとんどほとんどというかがかなり多くを占める中でですね、10、11億を超える。それはいろんな事情があることは理解できます。災害があったり国の補正予算で云々とか、あるいは世の中の経済状況の中で資材不足で仕事ができないとか、そういういろんな事情があるにしても結果的に11億を超える繰越しには、要するに来年度新年度それだけの仕事を職員さん抱えられるわけですね。ここで申し上げたいのは、職員さんの負担が平準化されているのかなあと。かなり無理がいつてるんじゃないかなという気持ちが私はしております。これちょっと前も言ったような気もするんですが。それが今年度は特にその数字が

でかいもんですから数字の大きさイコール業務量の大きさとは言いませんけれども、かなり厳しい労務管理的に職員さんの労務上の負担としてですね厳しいんじゃないかなという印象を今回持ちました。その辺りについての御見解と申しますか。今回の補正予算はこうなったこと自体繰越明許費がこうなること自体はもう仕方ないといえますかやむを得ないというのは理解できますが、そこあたりのご見解をちょっと頂ければと思います。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい。まず1点目についてお答えいたします。1点目につきまして、今回留保財源を活用して特定特目基金に4億円の新規積立てを行っておりまして、今回の御質問はそのような今回留保財源の積立てを積極的に行い、今後も行いうれはどうかというような御提言を頂いたというところかと思えますけれども、前年度の繰越金につきましては、前年度の余剰金の2分の1を財調基金に積み立てるというような決まりになっておりますので、なるべくですね、今おっしゃったとおり総合計画の総合計画の中でも財調基金の残高を72%から36%に減らしていくというようなこともございますので、なるべくですね余剰金につきましては、もちろんその余剰金が幾らになるのかにもよりますけれどもこのような形で特目基金に積み立てるということも考えていく必要があるのかなと思っております。特目基金もですね、なぜその金額を特目その基金に積むのかというようなことも理由を明確にしてですね、積み立てる必要があるかと思しますのでそちらにつきましては毎年またこの議会にお諮りしながら考えていきたいと思えます。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） 2点目の質問で繰越額が11億超えておるということで、職員の負担この業務の平準化ということですね。労務管理いいという話ですけども確かに繰越しの額は増えておりますけども、各何といえますか脱炭素とかいろいろ事業が多い課もあると思えます。その中につきましては各課内でですね、業務の分担等もされて業務に当たっておられるというふうに思っております。ちょっとまた職員配置的にもですね、今のところこれは無理があるという話は上がってはきておりませんけれども、もう各課のほうでですね、業務の分担については、していただいております。もしそういうちょっと苦勞するところがあれば、こっちのほう総務のほうでもこう話をしてくれというような話も可能ですので、もしそういうことがあれば話はあるかと思えますが、現在のところそういう話というものはまだ上がってきていないという状況ではございます。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ございませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第66号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第22、議案第67号令和5年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算両括弧第3号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第67号令和5年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第3号について提案いたします。令和5年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算第3号は次

に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,488万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,307万4,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは第2項より読み上げたいと思います。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。今回の補正につきましては、医療費にかかります保険給付費や高額療養費の減額と特定健診健康診査に係る委託料の減額が、減額に伴うものが主な補正となります。7ページをお願いいたします。はい。歳入です。1番上の枠の目1保険給付費等交付金の節1保険給付費等交付金普通交付金と節2保険給付費等交付金特別調整交付金の減額は、歳出における医療費の減額と特定健康診査の委託の減額によるものです。2枠目の目1利子及び配当金の基金利子のは実績による増額するものです。3枠目の目1一般会計繰入金の節1保険料軽減分保険基盤安定繰入金の減額と節2保険者支援分保険基盤安定繰入金の減額、一つ飛びまして節4財政安定化支援事業繰入金の増額、次の節5未就学児均等割保険料繰入金の減額は、交付決定によりそれぞれ補正するものです。節3の出産育児一時金等の繰入れ、繰入金は、出産予定者の1名増に伴い増額するものです。節6のその他一般会計繰入金は法定内の事務費等に係る繰入れで見込額により減額するものです。8ページをお願いいたします。1枠目の目1財政調整基金繰入金は増額をお願いするものです。2枠目の目1繰入金は決算額により減額するものです。3枠目の目1特定健康診査等受託料は見込額により減額するものです。9ページをお願いいたします。歳出です。1番上の枠の目1一般管理費 節10需用費の印刷製本費は不用額を減額するもので、2枠目の目1運営協議会費 節1報酬と節8旅費の費用弁償は、会議開催の実績により不用額を減額するものです。3枠目の目1一般被保険者療養給付費の節18負担金補助及び交付金と4枠目の目1一般被保険者高額療養費の節18負担金補助及び交付金の減額は、医療費の減額減に伴いそれぞれ減額するものです。10ページをお願いいたします。1枠目の目1出産育児一時金 節18の負担金補助及び交付金は、1名分の増額をお願いするものです。2枠目の目1一般被保険者医療給付費分は、財源調整を行っております。3枠目の目1特定健康診査等事業費 節1報酬と節4共済費、節8旅費の費用弁償の減額は、育休代替職員の4か月分を減額するものです。節12委託料 特定健康診査委託料は、健康検診受診者が少なかったため減額するものです。4枠目の目1財政調整基金積立て金は、実績見込額により増額するものです。11ページをお願いいたします。1枠目の目9保険給付費等交付金償還金 節22償還金利子及び割引料の特別交付金返還金は昭和失礼いたしました令和4年等に係る精算金として増額をお願いするものです。2枠目の目1一般会計繰出金は、健幸運動教室事業分で一般会計に繰り出すものとなります。12ページをお願いします。はい、このページからは給与費明細を添付しております。13ページをお願いいたします。こちらは会計年度任用職員の給与につきまして比較の欄に示すとおり今回の補正の総額を記載しております。以上で説明を終わります、よろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありま

せんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第67号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第23、議案第68号令和5年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算両括弧第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第68号令和5年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について提案いたします。令和5年度あさぎり町の後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ165万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,908万8,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは第2項より読み上げます。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。今回の補正につきましては、後期高齢者保険料と保険基盤安定分の一般会計繰入金の減額に伴うものが主なものとなります。7ページをお願いいたします。歳入です。1番目の枠の目1後期高齢者医療保険料 節1現年度分特別徴収保険料をは減額するものです。節2の現年度分普通徴収保険料は増額をお願いするものです。2枠目の目1一般会計繰入金 節1事務費繰入金は増額を節2の保険基盤安定繰入金は額が確定しましたので減額するものです。3枠目の目1繰越金は財源調整を行うものです。はい、8ページをお願いいたします。歳出です。1番目の枠の目1後期高齢者医療広域連合納付金 節18負担金補助及び交付金は、被保険者の保険料負担金を増額し基盤安定負担金は減額するものです。以上で説明を終わりますようよろしくお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第68号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第24、議案第69号令和5年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算両括弧第3号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第69号令和5年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第3号について提案いたします。令和5年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算第3号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,904万5,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はい議案第69号について御説明いたします。引き続き第2項から読み上げます。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。債務負担行為の補正、第2条 債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正による。5ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為補正でございます。生活支援コーディネーターを配置した地域支えあい体制整備事業を社会福祉協議会へ委託するものでございまして期間、限度額は記載のとおりとなります。8ページをお願いいたします。歳入でございます。最上段の目1 調整交付金 節1 現年度分調整交付金は、介護給付給付費に係る国の調整交付金で4年度の介護給付費交付決定額による減額でございます。2 枠目の目1 介護給付費交付金 節1 現年度分の減額につきましては、対象となる介護給付費の減少見込みにより交付決定額が減額したものでございます。介護給付費の第2号被保険者負担分となります。3 枠目の目1 利子及び配当金 節1 基金利子は、介護保険給付費準備基金の運用実績による利子増加増額分でございます。4 枠目の目2 その他一般会計繰入金 節2 事業費繰入金は介護認定審査会新システム導入の入札による減額分です。その下の目4 低所得者保険料軽減繰入金 節1 低所得者保険料軽減繰入金につきましては、交付決定による国県の負担金補正額に町負担分を加えた額となります。最下段の目1 繰越金 節1 繰越金は今回の補正の財源として繰越金で調整したものでございます。9ページをお願いいたします。目1 介護予防サービス計画費収入 節1 介護予防サービス計画費収入 節2 介護予防日常生活支援総合事業収入につきましては、それぞれ要支援者及び事業対象者のケアプラン作成に係る費用の見込額により増減するものでございます。歳出に移ります。10ページをお願いいたします。最上段の目1 介護認定審査会等費から次の11ページの2 枠目、目1 特定入所者介護サービス等費にかけましては、それぞれの補助金交付金等の増減によりまして財源更正を行っております。3 枠目の目1 基金積立金は、介護保険給付費準備基金へ利子額を積み立てるものでございます。13ページをお願いいたします。13ページ以降は給与費明細を掲載しております。説明は以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第69号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第25、議案第70号令和5年度あさぎり町下水道事業会計補正予算両括弧第3号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第70号令和5年度あさぎり町下水道事業会計補正予算第3号について提案いたします。第1条 令和5年度あさぎり町下水道事業会計補正予算第3号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） それでは議案第70号について御説明いたします。まず2ペー

ジの第2条から読み上げさせていただきます。第2条 令和5年度あさぎり町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出第1款 下水道事業費用 補正前の額5億8,573万円、補正額5億87万2,000円の減額、計5億7,985万8,000円。第3条 予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,324万4,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5億16万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億9,280万9,000円、利益剰余金処分額6,526万7,000円で補填するものとするに改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。収入第1款 資本的収入、補正前の額2億681万9,000円、補正額5億2万3,000円、計2億734万2,000円。3ページをお願いします。第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費、補正額3,024万2,000円、補正額15万円の減額、計3,009万2,000円。詳細につきましては11ページをお願いします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の支出でございます。目の3枠目5目業務費 節10報償費は、年度内の受益者分担金一括納付予定者が見込みを上回るため一括納付報償金を追加計上しております。次の節33排水設備設置助成金は、年度内の新規接続予定者の新規接続予定者への助成金を計上しております。目の最下段6目流域下水道維持管理負担金 節1流域下水道維持管理負担金は、流域下水道の維持管理に係る町村負担金単価の減額と令和4年度の生産水量の減少により減額となったものです。12ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入になります。1目特環下水道分担金 節1特環下水道分担金は、年度内の分担金一括納付見込みによりまして計上しております。ページを戻りまして6ページをお願いします。令和5年度あさぎり町下水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額2億48万4,000円の減。最下段の資金期末残高は7,006万1,000円となる見込みでございます。次の7ページと8ページは給与費明細になります。後ほど御覧頂きたいと思います。9ページをお願いします。令和5年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表でございます。このページの1番右下から2つ目の資産合計と10ページ最下段の負債資本費合計はともに1億2億4,279万7,943円の見込みでございます。説明は以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ございませんか。はい。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第70号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第26、議案第71号令和5年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算両括弧第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第71号令和5年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第2号について提案いたします。令和5年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億77万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3億5万8,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の

上、可決頂きますようよろしくお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はいそれでは議案第71号について御説明いたします。2ページ第2項から読み上げさせていただきます。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。7ページをお願いいたします。歳入でございます。最上段の枠の目1総務費負担金 説明欄の介護認定審査事業負担金につきましては、新システム導入の入札による減額であさぎり町を除く8町村分の負担金となります。次の枠の目1繰入金 説明欄の介護保険特別会計繰入金につきましては、同じく新システム導入の入札による減額であさぎり町分となります。最下段の目1繰越金 前年度繰越金につきましては、今回の補正予算を繰越金で調整したものでございます。8ページをお願いいたします。歳出でございます。目1一般管理費 節12委託料 球磨郡介護保険総合ネットワーク新システム導入委託料につきましては、歳入で御説明しました新システム導入の入札に伴う減額分でございます。説明は以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第71号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第27、議案第72号令和6年度あさぎり町一般会計予算についてから日程第34、議案第79号令和6年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算については一括議題とします。お伺いします。議案第72号から議案第79号について、本日から本日5日は提案理由の説明を行い、6日に税務課分を除く厚生文教常任委員会所管課分、失礼しました税務課分も含めですね。厚生常任委員会所管課分、7日に税務課分を除く総務建設経済常任委員会所管課分についての説明、質疑を行い、採決は15日に行いたいと思いますが御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって本日は5日は提案理由のみの説明を行い、6日に税務課分を含む厚生文教常任委員会所管課分、7日に税務課分を除く総務建設経済常任委員会所管課分についての説明質疑を行い、採決は15日に行うことに決定しました。なお御手元に配付した文書のとおり各課の課長補佐級も説明員として出席しますので報告しておきます。それでは提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第72号、令和6年度あさぎり町一般会計予算について。令和6年度あさぎり町の一般会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算 第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ122億5,741万4,000円と定める。

●町長（北口 俊朗君） 議案第73号令和6年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について。令和6年度あさぎり町の国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算 第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ21億1,031万6,000円と定める。

●町長（北口 俊朗君） 議案第74号令和6年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について。令和6年度あさぎり町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳

出予算 第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億8,874万5,000円と定める。

●町長（北口 俊朗君） 議案第75号令和6年度あさぎり町介護保険特別会計予算について。令和6年度あさぎり町の介護保険特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算 第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ20億4,681万6,000円と定める。

●町長（北口 俊朗君） 議案第76号令和6年度あさぎり町水道事業会計予算について。第1条 令和6年度あさぎり町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

●町長（北口 俊朗君） 議案第77号令和6年度あさぎり町下水道事業会計予算について。第1条 令和6年度あさぎり町下水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

●町長（北口 俊朗君） 議案第78号令和6年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について。令和6年度球磨郡障害認定審査事業特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算 第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ744万円と定める。

●町長（北口 俊朗君） 議案第79号令和6年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について。令和6年度球磨郡介護認定審査事業特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算 第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,880万円と定める。

●町長（北口 俊朗君） 以上、提案いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

◎議長（森岡 勉君） 日程第35、議案第80号あさぎり町岡原農産物処理加工施設の指定管理者の選定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第80号あさぎり町岡原農産物処理加工施設等の指定管理者の指定について提案いたします。提案理由を申し上げます。指定の期間が満了するため地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理候補者を当該施設の管理者として指定を行う必要があります。よって同条第6項の規定により議会の議決を求めるため提出するものであります。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい、それでは議案第80号について説明いたします。2ページをお願いいたします。まず施設の名称 あさぎり町岡原農産物処理加工施設等。指定管理所在地 あさぎり町岡原南1654番地1。名称 あさぎり町やっтар会。指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日までとなっております。この岡原農産物処理加工施設等につきましては管理棟と石蔵、加工施設ですが、設立当初地元の認定農業者の活動拠点として建設されたものでありまして、岡原地区のやっтар会に平成18年度から18年間の指定管理をお願いしております。地域活性化の拠点として、また交流の場として維持管理をお願い管理を頂いておりますので継続して管理をお願いするものです。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第80号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第36、議案第81号あさぎり町深田農産物直売施設の指定管理の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第81号あさぎり町深田農産物直売施設の指定管理者の指定について提案いたします。提案理由を申し上げます。指定の期間が満了するため地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者、指定管理候補者を当該施設の管理者として指定を行う必要がある。よって同条第6項の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） それでは議案第81号につきまして説明申し上げます。2ページをお願いいたします。施設の名称 あさぎり町深田農産物直売施設。所在地 あさぎり町深田東778番地4。名称 あさぎり町ふれあい会。指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日までとなっております。この施設は設立当初地産地消を含めた地元の農業女性部会の活動支援と活動拠点を考慮され建設されたもので現在管理頂いているあさぎり町ふれあい会の自助努力によりまして年間の指定管理料につきましては、年間の支出は行っておりません。平成18年度から指定管理をお願いすることとしているところですが活動拠点として利用されており継続して管理をお願いするものです。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第81号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第37、議案第82号あさぎり町駐車場の指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第82号あさぎり町駐車場の指定管理者の指定について提案いたします。提案理由を申し上げます。指定の期間が満了するため地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理候補者を当該施設の管理者として指定を行う必要がある。よって同条第6項の規定により議会の議決を求めるため提出するものであります。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい、次のページをお願いいたします。それでは議案第82号について説明いたします。あさぎり町駐車場の指定管理者の指定につきまして、施設の名称 あさぎり町駐車場。指定管理者の所在地につきましてはあさぎり町免田東1736番地1。名称 あさぎり町商工会。指定の期間が令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。これまであさぎり町駐車場条例にあります駐車場の指定管理につきましては、あさぎり町駐車場の管理運営に関する協定書によりあさぎり町商工会に指定管理を委託しております。今年度で任期、決定期間が満了することにより引き続き5年間の協定を交わして指定管理を行うものでございます。説

明は以上になります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第82号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第38、議案第83号令和5年災林道宮川内線災害復旧工事両括弧第1号請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第83号、令和5年災林道宮川内線災害復旧工事第1号請負契約の締結について提案いたします。提案理由を申し上げます。令和5年災林道宮川内線災害復旧工事第1号請負契約の締結について。あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） それでは議案第83号につきまして説明申し上げます。本件につきましては、令和6年2月27日に入札を行いまして落札業者との仮契約を提出しているところです。今回の契約の内容になりますが、工事名 令和5年災林道宮川内線災害復旧工事（1号）。工事内容 大型コンクリートブロック積工。工事場所 球磨郡あさぎり町上西地内。契約金額4,673万9,000円。契約の相手方 球磨郡あさぎり町上西316番地1、株式会社川辺。契約の方法 指名競争入札となっております。なお工期につきましては、令和7年1月末までを予定しているところです。説明につきましては以上となります。提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第83号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第39、令和5年度要望書第6号の報告における採決についてを議題とします。令和5年度第10回会議において公共施設マネジメント調査特別委員長より報告のあった令和5年度要望書 第6号 清水地区公民館建替についてについて。町村議会の運営に関する基準により自己の所属する委員会の委員長報告については質疑することができないとなっております。これから令和5年度要望書第6号の報告についての討論に入ります。令和5年度要望書第6号についてに対する委員長の報告は採決すべきものというものであります。失礼しました、採択すべきものというものであります。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから日程第39、令和5年度要望書第6号の報告についてを採決します。本案の採択について賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって令和5年度要望書第6号は採択することに決定いたしました。

◎議長（森岡 勉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会いたします。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。

午後4時41分 散 会